

昭和三十一年四月十七日(火曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 山本 桑吉君
理事 江崎 真澄君 理事 大平 正芳君
理事 高橋 等君 理事 保科 善四郎君
理事 宮澤 胤男君 理事 石橋 政嗣君
理事 受田 新吉君
大坪 保雄君 北 吟吉君
薄田 美朝君 高瀬 傳君
床次 徳二君 福井 順一君
眞崎 勝次君 松浦 周太郎君
栗山 博君 山本 正一君
横井 太郎君 西ヶ久保 重光君
飛鳥 田一雄君 井手 以誠君
稻村 隆一君 片島 鴻君
西村 力弥君 細田 綱吉君
出席國務大臣

出席政府委員

國務大臣 船田 中君
宮内庁次長 瓜生 順良君
防衛庁参事官 門叶 宗雄君
(長官官房長)
検事(保護局長) 齋藤 三郎君
委員外の出席者
宮内庁長官 宇佐美 義君
専門員 安倍 三郎君

四月十六日

委員勝間田清一君辞任につき、その補欠として古屋貞雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日

委員古屋貞雄君辞任につき、その補欠として片島鴻君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第一号

内閣委員會議録第三十六号 昭和三十一年四月十七日

員に選任された。

四月十三日

職没者遺族に公務扶助料支給等に関する陳情書(鹿児島県熊毛郡西之表町千二百五十八番地羽生ヨシ外四名)(第五五一号)
同(長崎市平戸小室町六十五番地津田スナ)(第五八〇号)
謝炭手当制度化に関する陳情書(飯山市議會議員大口小太郎外二名)(第五七八号)

元満州国日本人官吏に恩給法適用に関する陳情書(松江市殿町一番地恩給法改正期成同盟島根県支部長伊達慎一郎)(第五七九号)
公共建設行政の一元化に関する陳情書(福井県議會議員長寺田常吉)(第六二二号)

国府軍編入の元軍人軍属遺族に恩給法等適用の陳情書(山形県議會議員長加藤富之助)(第六二三号)
を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件
国防會議の構成等に関する法律案
(内閣提出第八七号)
宮内庁法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一〇七号)

○山本委員長 これより會議を開きます。
国防會議の構成等に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。通告がありますのでこれを許します。

○西ヶ久保委員 いろいろ聞きたいことがあるのでありますが、時間の制約もあるようでありますから、私の方も簡潔に聞きたいと思つております。長官もどうぞはつきり御答弁していただいて、質問の要点を明確にさせていただきたいと思つております。

まず第一に、前国会からいわれておりました政府の長期防衛計画の最終目標の決定についてであります。もちろんこれが正式に決定されるまでは国防會議の議を経て決定するということは当然でありますけれども、一応防衛庁としては、いろいろな機会にあるいは当委員会においても防衛庁の試案というものをたびたび御発表になつておりますが、その長期防衛計画の最終目標決定の根拠というものをどこに置いておられるのか。これをさらに具体的に聞きますと、自主防衛の確信を持つだけの一つの根拠によつてお作りになつておられるのか、これだけの最終目標が完成したあかつきには、日本がいわゆる自主防衛の確信を持てるという根拠があるのか、あるいはまたそういう自主防衛の確信は持てないけれども、日本経済の情勢からこれ以上の防衛力を持つことは不可能だという一つの限界点に立つておられるのか、もう一点は、さらに私どもが考えますことはアメリカの駐留軍との共同防衛、これはまた後ほどお尋ねするのであります。アメリカ駐留軍と共同防衛をするという観点から大体このくらいの目標

で一応の日本の防衛の基礎ができるというものであるのか、これは私の一つの質問がこの三つの点に関連するのであります。このいずれにあるのか、あるいはまたそれ以外の何か根拠があるのか。とにかくにも長期防衛計画の最終目標の決定の根拠について一つ御答弁を願いたい、こう思うのであります。

○船田國務大臣 この長期防衛計画を立てます根拠についてたゞいま御質問がございましたが、これをまとめて大體の防衛の基本目標というものを申し上げますと、第一には、国土上空及び周辺海域の制空、制海権を確保する、それから第二には、外敵の上陸進攻に對しては、陸海空の統合力を發揮いたしまして、外敵を国土外に撃退する、第三には、主要海上交通路を確保する、第四には、治安維持に關し国内關係機關に協力する、大體こういうような項目を今申し上げましたが、そういうようなことが防衛の基本目標になつておるわけでありまして、そこで陸海空各部隊の防衛の目標をどこに置いておるか申しますと、まず陸上につきますと、国土に來寇する外敵の上陸部隊の撃退、それから国内治安維持の協力、こういうことが陸上自衛隊の防衛の目標になると思つております。それから海上自衛隊につきましても、海上交通路の確保、主要な海峡、水道及び港湾の防衛、主要水路の掃海、それに沿岸の哨戒、パトロールですね。こういうことが海上自衛隊の防衛の目標になつておる。それから航空自衛隊の目標といつては、国土領域の防衛、それから哨戒、偵察、地上作戦及び海上作戦の協力、こういうことが航空自衛隊の防衛目標になるわけでございます。以上の防衛目標に對しましては、わが防衛力のみをもつては十分でないのでございまして、御承知の通り現在におきましては米軍の協力を得ましてわが国の国土の防衛を全うする、こういうことで、大體方針を立て、そのために防衛力の増強をいたしておるわけでありまして、ただいま御指摘になりました昭和三十一年度において防衛庁試案として持つております最終目標を達成しようということが、以上のような考え方からいたしまして、われわれ防衛の責任者といつては、これを經濟、財政あるいは民生安定、それらの諸般の要素を十分勘案いたしまして、御指摘になりましたような最終目標を達成するようにいたしたいという考え方を持つております。従いまして、その案を作成するにつきますと、ただいま申し上げました通り、現状におきましては日米安保條約の規定によりまして、すなわちわが国土の防衛は日米共同で當る。しかしわが方の防衛力が漸次増強されまして、ただいま御指摘になりましたような最終目標を達成するということがなれますれば、米駐留軍の撤退の基礎はできるものと存じます。もちろんその間におきまして、日米關係におきまして、わが方といつては、どこま

なつておる。それから航空自衛隊の目標といつては、国土領域の防衛、それから哨戒、偵察、地上作戦及び海上作戦の協力、こういうことが航空自衛隊の防衛目標になるわけでございます。以上の防衛目標に對しましては、わが防衛力のみをもつては十分でないのでございまして、御承知の通り現在におきましては米軍の協力を得ましてわが国の国土の防衛を全うする、こういうことで、大體方針を立て、そのために防衛力の増強をいたしておるわけでありまして、ただいま御指摘になりました昭和三十一年度において防衛庁試案として持つております最終目標を達成しようということが、以上のような考え方からいたしまして、われわれ防衛の責任者といつては、これを經濟、財政あるいは民生安定、それらの諸般の要素を十分勘案いたしまして、御指摘になりましたような最終目標を達成するようにいたしたいという考え方を持つております。従いまして、その案を作成するにつきますと、ただいま申し上げました通り、現状におきましては日米安保條約の規定によりまして、すなわちわが国土の防衛は日米共同で當る。しかしわが方の防衛力が漸次増強されまして、ただいま御指摘になりましたような最終目標を達成するということがなれますれば、米駐留軍の撤退の基礎はできるものと存じます。もちろんその間におきまして、日米關係におきまして、わが方といつては、どこま

なつておる。それから航空自衛隊の目標といつては、国土領域の防衛、それから哨戒、偵察、地上作戦及び海上作戦の協力、こういうことが航空自衛隊の防衛目標になるわけでございます。以上の防衛目標に對しましては、わが防衛力のみをもつては十分でないのでございまして、御承知の通り現在におきましては米軍の協力を得ましてわが国の国土の防衛を全うする、こういうことで、大體方針を立て、そのために防衛力の増強をいたしておるわけでありまして、ただいま御指摘になりました昭和三十一年度において防衛庁試案として持つております最終目標を達成しようということが、以上のような考え方からいたしまして、われわれ防衛の責任者といつては、これを經濟、財政あるいは民生安定、それらの諸般の要素を十分勘案いたしまして、御指摘になりましたような最終目標を達成するようにいたしたいという考え方を持つております。従いまして、その案を作成するにつきますと、ただいま申し上げました通り、現状におきましては日米安保條約の規定によりまして、すなわちわが国土の防衛は日米共同で當る。しかしわが方の防衛力が漸次増強されまして、ただいま御指摘になりましたような最終目標を達成するということがなれますれば、米駐留軍の撤退の基礎はできるものと存じます。もちろんその間におきまして、日米關係におきまして、わが方といつては、どこま

でも自主的に防衛計画を立てるのでありまして、その自主性を持ちつつ、米軍の協力を得て日米共同して国土を守る。そして米軍といたしましては、漸次陸上戦闘部隊が撤退して参りますので、そこでそれらのことも考え合せまして、たゞいま申し上げたような目標を立てて、そしてその目標に今せつかく努力をしておる、こういう状況でございます。

○西ヶ久保委員 大体長期の防衛計画をお立てになる考え方というものは、わたしたちの根拠というものが、私がお立てにしたのは、それによって自主防衛の確信をお持ちになると申しますか——大体聞いておると自主防衛というものが基本になっておるように思ふのでありますが、もちろんそれについては経済その他の関係も当然加味して参りますけれども、大体長期防衛計画の最終目標の決定というものは、日本の自衛隊の自主防衛の確信の持てる線であるというふうな了解してもよろしゅうございまいしょうか。

○船田国務大臣 現状をもとにいたしまして、昭和三十年度から三十五年度に至る六カ年間に、御指摘のような目標を達成するように努力をしておるわけでありまして、それから先のことにについては現在は計画を持っておりません。その最終目標を達成することによりまして、米軍撤退の基礎がでる、かように考える次第でございます。

○西ヶ久保委員 でありますから、その長期防衛計画の最終目標の陸軍十八万、海軍十三万トン、空軍千三百機、大体こういう数字が幾度か発表されま

したが、こういったものが完成しましたあかつきにおいては、一応自主防衛の確信の持てるものであるかというところを私はお聞きしておるものであります。現状においてはできておりませんが、三十五年度のこの長期計画の最終段階の完成後は、先ほど長官が発表されましたいろいろな陸海空それぞれ防衛の目標がございまして、そういったものに対して、一応自主的な防衛の確信が持てるものであるかという点をお聞きしておるわけでございます。

○船田国務大臣 たゞいま西ヶ久保委員のおっしゃられる自主的ということ協力が得ないという意味であります。それに対して全く日本の独力でそれだけの防衛ができるかということについては、私はここにはつきり申し上げかねると思ひます。しかし少くともこの最終目標を達成することによりまして、米軍撤退の基礎がここにでき上るのであります。従つてそういう趣旨におきましては、自主的に日本の国土の防衛に当り得る、それだけの確信はできるわけでございます。

○西ヶ久保委員 たゞいまの御発表で兵力の最終目標というものは陸軍が十八万、海軍十三万トン、空軍千三百機ということがありましたが、この場合海と空における兵力の数字というものを大体試算としてお持ちであるうか。大体十三万トンの海軍に対しては兵員がどのくらい要るか、千三百機の航空機を持った空軍はどのくらい兵員が要るか、大体おわかりになると思ひますが、いまだかつて海と空においてはこの兵員の数についての発表がなかつ

たと思ひますが、一つこの辺で海空の最終目標の兵力、いわゆる員数の御発表がお願いできたらと思ひます。

○船田国務大臣 これは前にもここで客弁申し上げたことでございますが、陸上自衛隊については、人の力、マシンの力、十八万という目標を出してあります。ところが海上につきましては、その主たる装備が艦艇でございますので、そこで艦艇を十二万四千トンという目標を置いております。それに

どれだけの要員が要るかということ、艦艇及び艦艇の数によることございまして、これは航空についても同様でございます。飛行機の種類、機数、こういう種類のものをどれだけ持つてかというその細目については、まだ決定いたしておりませんので、従つて何人の要員が要るか、また海上においてどれだけの乗員を必要とするかというはつきりした数字はまだできておりません。

○西ヶ久保委員 ちょっとここで一言官房長にお聞きしておきたい。防衛調達公報という雑誌が出ておるようでありまして、相当防衛庁とは深い関係にあるように思ふのでありますが、あの公報に発表されるいろいろな内容は相当防衛庁の実態に即したものだと思ひます。その記事に対して責任をお持ちになるかどうかということはお無用でしょうが、あれに掲げた記事あるいはその他の数字について、ある程度の真実性があるものと思ひますが、ここで官房長の見解をお聞

きしておきたい。○門叶政府委員 たゞいま防衛調達公報について御質問がございました。防

衛庁には二、三業界関係の通信社が入りいたしましたいろいろな記事を出しておりますが、中にはわれわれ全然考えてもいなかったものも出ておるようでありまして、その内容につきましては、防衛庁としては一切責任を持ち得るものとは考えておりません。

○西ヶ久保委員 私も責任をお持ちになるということは期待はしております。んけれども、やはり一応責任あるそうした出版社が、しかも防衛調達公報といったような名前前で定時に出版をいたしております。私も実は内閣委員として防衛庁担当の国会議員でありながら、なかなか容易にわからないような数字あるいは記事等も、あとから考えますと相当的確なものが出ておるようでありまして、防衛庁で責任をおとりにするならば別として、相当密接な関係があるものと思ふのであります。その防衛調達公報の中に、今長官がお答えできない海並びに空に関する兵員の数字が出ておるのであります。それによりまして、いわゆる長期防衛計画の最終段階における海軍は十二万四千トン、兵員が三万四千、空軍が千三百機、四万一千五百、こういったような数字が出ておるわけでございます。これは、先般発表されたアメリカ駐留軍の現有勢力の艦船のトン数あるいは兵員、また空軍の機数と兵員の関係等に比較いたしますと、やや正確ではないかと思ふ数字であります。従いまして、もちろん長官がお答えのように、艦艇、機種の他の関係で陸上部隊のように正確な数字は出ません。でも、こういったようなやや考え得られる数字は、やはり防衛庁の中に試案の試案といったものにしてあ

るのではなからうかと思ふわけであり

ます。先ほど官房長のお答えでは責任は持てぬということでありまして、それは当然でありましようけれども、一応防衛庁が相当深く関係されていると一般にも考えられ、また雑誌社等も相当防衛庁との関係においては自信のある考え方を出しておるものではないかと、このような数字が出ておるのであります。これは防衛庁としては全然お考えになったこともない数字であるか、あるいはまた何らかの場合に、ほんとうに試案の試案といった形で出たことがあるのかどうか、こういう数字が出ておるのかどうか、この点を一つ長官からお聞きしたいと思ひます。

○船田国務大臣 この問題につきましては、先ほど官房長がお答え申し上げた通りでございます。ここに国会において責任を持てて答弁あるいは説明を申し上げる段階にはまだ来ておりません。ただ先ほど西ヶ久保委員からも御指摘がありましたが、その数字の一部につきまして、参議院の内閣委員会におきまして吉田法政委員から御質問がありまして、事務当局から、これは全くたゞ目の子計算をするだけのことであるかという前提のもとにお答えした数字がございまして、それは、参考のために申し上げますと、航空機の要員、これは先ほど申し上げましたように、機種あるいはどういふ機種のものだけを置かずに、また練習機と実用機によりまして非常に違ひますが、それらを含めまして今までの実績から割り出してみますと、整備要員をも含めて、練習機については約三十名、実用機については約四十名程度の要員が必要である、こういうことには

なります。それから艦艇の方について申し上げますれば、乗員、整備員を含めて艦艇三ト半半当りについて一人くらい必要になっておる。しかしこれは、先ほどお答え申し上げておりますように、ただ、今までの練習機あるいは実用機、艦艇と人間の数を算術的に割り出しただけのことでございまして、今後だけだけのものを置くかということにつきましてはまだ正確に計算をいたして計画を立てておるわけでございませぬ。

○西ヶ久保委員 大体長期防衛計画の私の質問しようとする点については、了解するしないは別として、長官の御答弁でだいぶ判明して参りました。先ほど長官がこの計画をお立てになるいろいろな目標を、陸海空のそれぞれについてお述べになりましたが、私が先般鳩山総理に、いわゆる日本の自主防衛をされるについて、あるいはまた急迫不正という言葉をお使いになるが、何かそういった具体的な動きなり心配があるかと尋ねたのに対して、総理は、全然そんなことはない、さらに考えてもいないという御答弁であつた。それから、自衛隊の配置状況について御質問したのに対して、船田長官からかわつて御答弁になったのであります。が、先ほど長官がおっしゃったいわゆる空、海あるいは本土上陸といったことに対するそれぞれの防衛体制をお作りになる基礎がこの長期防衛計画であるとすれば、私はそこにやはり、国際的な関連性があるからという理由もありましようけれども、一応の仮想敵国というものがなくとも、大体日本に侵襲してくるであろう一つの敵国というものがなければ、私は防衛計画の基礎

は立たぬと思う。この間ある青年が、はつきり申し上げれば、中曾根君のころの青年が私のところに防衛論争に参つたのであります。その青年の言うのに、いろいろ話しておりました。最後に、西ヶ久保先生、そうおっしゃつてもフィリピンが攻めるかもしれないと云うところに行つたのであります。私はそういうことは全然考えませんが、一つのやはり私は具体的な仮想敵国というやうなものがなければ、こういった防衛の基礎はできぬと思うのであります。防衛庁長官として、やはり鳩山総理のおっしゃるやうに、現在どこか日本に急迫不正な侵襲をするという具体的なお考えはないのか、またそんな心配はないのか、また防衛計画をお立てになるのに、全然そういうことをお考えにならないに、こういった計画をお立てになつておるのか、これは私は、やはり一応一國の防衛の責任を持つという立場にある以上は、ないというのはいささかと思うのです。おそろく全世界のあらゆる國々がそれぞれの国防軍を持つておるといふことは、日本に持つ一つの理由として皆さん方はたびたびおっしゃるのであります。が、どのようにおっしゃつても、一國の防衛を基礎づけていくという建前においては、そういつたものがないければ、おそろく防衛計画は立たぬ。ここにその専門家の辻君やあるいは保科君たちもいらつしやいます。かつてのそういった諸君も、訓練なりあるいは計画の根拠には一つの確信を持った仮想敵国というものを常に持つて、それに対して防衛計画を立て、さらにその計画によつてあらゆる日常訓練がなされておつた、これは当

然だと思ふ。そこで今回の自衛隊に関する限りは、何べんお聞きしても、総理あるいは防衛庁長官も、いまだかつてそんなことはない、ないとおっしゃつていたのであります。が、私もこの段階に來ては、特に長期防衛計画を責任を持つて立てるといふ段階においては、そういつたいわゆる逃げ口上では済まぬと思ふのです。やはり國民の前にはつきり、こういう状態であるから、それに対しては日本はあくまでもこういう体制を整えて、防衛の任に當るべきであるといふ大方針を、私は御明示になることが必要だと思ふ。でなければ、膨大な経費を要するこの計画を、単に急迫不正の侵襲があるかもしれないという非常な莫然とした抽象論によつて、しやにむに遂行すること、私は許すべからざることだと思ふ。政治的にも私は非常に責任だと思ふ。そこで私はぜひきようは、防衛庁長官としてこれに対する責任ある御答弁をお願いしたい。今も言いますように、鳩山総理のおっしゃるやうに、そんな心配もなければ、將來もそんな不安もないといふならば、急迫不正の侵襲があるかもしれないということ、この膨大な防衛計画を立てること、私は重大な責任だと思ふ。もしあるならあるで、はつきりおっしゃつて、一つわれわれにその点を御明示願いたい、こう思ふのです。船田長官、思い切つてその点をここに御発表願いたいと思ふのであります。

○船田國務大臣 わが國の現行憲法が、御承知の通り、平和憲法といわれている通りに、國策遂行のために戦争をするといふことはやらない、いわゆる戦争放棄の憲法を持つておりまして、われわれは平和にして文化的な國家を建設するといふことに進んで参りつたのであります。従いまして私どもはたゞ防衛の責任者という立場にありましても、今日仮想敵国というやうなもの、たまたび繰り返して申し上げる通り、持つておりません。これは決して隠してをしているのではなくして、私は率直に申し上げる次第でござい

ます。ただし、今日の自衛隊が課せられております任務は、御承知の通り、法律に明記してありますが、外部からの直接または間接の侵略に対して、わが國の平和と独立を維持し、そのために國土を守る、その必要からいたしまして、國力に相應する最小限度の防衛体制を整備して参らなければならぬと考へておるのでございませぬ。その前提となりませぬのは、申すまでもなく、今日の國際情勢あるいは近い將來における國際情勢の推移をどう見るかといふことであると存じます。私も防衛の責任者としていたしまして、これは國會においても外務大臣あるいは総理大臣から、國際情勢についての見方が率直に申し述べられておるわけでございまして、その國際情勢についての見解を前提としたしておるわけでございませぬ。すなわち原水爆をもつてする第三次世界大戦が現在または近い將來において起るとは私は考えません。

さればといつて、いわゆる部分戦争なり冷戦が全く終息したと見ることはできないと思ひます。現に中近東における情勢をごらん下さいましても、その心配は十分あるわけでございませぬ。そういう國際情勢に對処いたしまして、日本が獨立をして、いわば太平洋のまん中に日本丸を乗り出していくといふ場合におきましては、あらゆる天候、障害、そういうものに對処いたしまして、無事日本丸が太平洋を乗り切るためには、やはりそういう天候の變化やあらゆる障害に對処し得る、少くとも船を安全に航行し得るだけの準備をいたして参らなければならぬのでございまして、それがすなわち日本を防衛しなければならぬ必要とその目標であると存じます。

従いまして、われわれとしましては、仮想敵國は持つておりませぬけれどもしかし今日の國際情勢は全く部分戦争も冷戦もないといふふうに見るわけには参りません。その國際情勢を前提としたしまして、日本丸を太平洋のまん中に乗り出す以上は、不測のいろいろな障害に對しては、それを排除あるいは防衛するといふその必要最小限度の自衛体制を整備していきたい、かように考えまして、今せつかく努力をして、こういう次第でござい

ます。○西ヶ久保委員 かつて名法制局長もされた船田防衛大臣の御答弁として、私はちよつと了解できないことは、現憲法が戦争を否定して、平和主義を主張している、従つて戦争はしたくないという御答弁であります。が、私は、自衛隊はやはり戦争するための道具だと思ふのです。その戦争するための道具をお持ちになるならば、あとの御説明で、どこから暴風がくるかもわからぬ、海上に出るといふやうな例も引かれましてけれども、これについていろいろ申し上げると水かけ論になりますから多くを申し上げませ

んけれども、やはりそうおっしゃって
も私どもには納得がいけない。おそら
く国民も納得しないと思う。大伴旧民
主党の諸君や、第二次鳩山内閣等の選
挙その他による宣伝によつては、やは
り国民は今自民党の鳩山内閣が考へて
いるその一つの相手というものはだれ
もソ連、中共と考へておる。またこの
間防衛長官も御発表になったように、
日本の今の自衛隊の配置の現状をすつ
とながめて参りますと、北海道に最重
点が置かれておる。そしてさらに今度
は九州にだんだん重点がまた置かれつ
つある。日本本土いよいよ本州にはあ
まり重点が置かれないうでソ連に最も接
近した北海道に最重点が置かれてい
る。さらに今度は中共と相隣する九州
に自衛隊の根拠が大きくなつてきてお
るということ、これは防衛長官が何
とおっしゃつても明らかに對ソ、對中
共の防衛の根拠だと私は思う。これは
ごまかしになつても言葉だけでは済ま
されません。さらに具体的訓練は、
私は自衛隊の諸君と話し合う機会をた
びたび持つておりますが、私どもが
かつて軍隊に引つぱられて訓練された
場合に、私どもの軍隊時代というもの
は明らかにロシア相手、ソ連相手の戦
闘訓練ばかりに終始いたしました。こ
れほど露骨でありませんけれども、私
どもの自衛隊の諸君と話し合う過程を
通じて、現在の自衛隊の訓練もやソ
連、中共、いわゆるそれは防共戦線と
いう言葉——言葉ではなれております
けれども、これは明らかに中共、ソ連
が日本の自衛隊の建軍の一つの根拠に
あるということ、自衛隊の諸君も大
体了解している、国民もそう思ってい
る。皆さん方がそういったソ連、中共

をお考へになることは、それはお考へ
は自由でありますから、私ども何も悪
いとかいいとかいうことは決して申し
ません。しかしそれならそれでばつき
りしたことを明示して、はっきりとさ
しやうていただきたいと思う。ただそ
ういったごまかしのことではいかぬと
思う。對中共、對ソ連に向つて自衛隊
が具体的に動いているのです。さらに
先般私が指摘したように、板付の飛行
の何とかいう師団長がはつきり言つて
おる。あなたはそうおっしゃるけれど
も、中共、ソ連いよいよ大陸からいつ
飛行機が飛んできて、日本の本土を空
襲するかわからぬ、これに對しまして
私どもは防衛しておるのだとはつきり
おっしゃつておる。アメリカは、日米
安保条約によつて空軍が日本の防衛の
責任を持つておるということをはつき
り言つておる。これは私どもはやはり
日米共同防衛の責任を持つておるアメ
リカとして言うのは當然だと思つて、
こういう点を私が言うのは決してソ
連、中共を仮想敵国にしていいとか懸
念な事実をもつてはつきり表明してい
くことが必要だと思つて、そういったこ
とに對して訓練もし、配備もされてお
りながら、なお今言つた言葉は太平洋
に日本丸をいふに、子供ではな
しに、国民に責任を持つておるわれわ
れ国会議員にそういう御答弁ではとて
も納得できないと思つて、もう水かけ論
になりますからこれ以上私は申し上げ
ませんけれども、船舶防衛長官はこの
配置を持つておる点においては當然そ
うだと思つて、こういった具体的な事実
があるにもかかわらず、なお日本はい
わゆる自衛隊を作つた基礎並びに長期

防衛計画を作る基礎というものは、あ
くまでも望想的な、あるいは根拠のな
い急迫不正の侵害があるかもわからぬ
といったような、ただ単なる言葉の上
においての自衛隊をお作りになるの
か、あるいは今私が具体的な事実をあ
げて申し述べたように、さらに自衛隊
の諸君もこの對共産圏、共産圏の戦略
と云つてあること、あるいは自衛隊の
配置の状況から推して、明らかに對ソ
連、中共が、日本の自衛隊の一つの計
画の、あるいは訓練の、あらゆる今後
想定されるすべての基礎であるといふ
ことを国民もやや感じておると思つた
が、長官はやはりあくまでも何ら
の、そういったこともないという御答
弁であるかどうか、私はもう一べんこ
こで聞いておきたいと思つた。
○船田國務大臣 重ねての御質問でござ
います。わが自衛隊といふものを持
つては、現在仮想敵国といふものを持
つておりません。先ほど申し上げました
ように、國際情勢をどう見るかといふ
ことにつきましては、私の見解は外務
大臣が本会議あるいはあらゆる委員会
におきまして答弁申し上げております
る國際情勢の見方と全く同じでござ
います。今日の國際情勢は、さほど、
第三次世界大戦が起るとは考えられま
せんけれども、しかしさればといつ
て、部分戦争なり冷戦が全く終息した
と安心することはできませんので、そ
れらの國際情勢を前提としたしまし
て、わが国力及び国情に相応する最小
限度の自衛体制を整備する、この自衛
体制を整備するといふことによりまし
て、もし万一にも侵略の意図が他國に
起つた場合においても、わが方にこれ
を防衛する実力がございますれば、そ

の侵略の意図を事前に防ぎ得る、阻止
し得る、かように考えます。これは御
承知の通り、過去の歴史、われわれの
体験から申しまして、そういう事実が
あるのございます。すなわち日本を
真空状態に置かないようにする。真空
状態になりますれば、そこにいろいろ
な悪い空氣が入つて参りますから、日
本を真空状態にならぬようにするとい
ふことが、私は防衛責任者として大切
なことである、そういう趣旨におきま
して、むしろ自衛体制を整備すること
によりまして侵略の意図を阻止し得る
ものである、かように私は確信をいた
し、そしてその体制を整備しつつある
わけでございます。
○山本委員長 昔ヶ久保君にちよつと
御相談しますが、関連質問があります
がよろしうございませうか。
○昔ヶ久保委員 あと関連質問がある
のですが、もう一点、大伴軍隊とい
うものは、戰術訓練あるいは戦略、戰
術の設定が非常に重要性を持つており
ます。そういったしますと、大伴敵對行
動をする場合に、戰略、戰術の基礎が
でき、戰術目標ができてそれに相応し
た戰術訓練が日常行われるのでありま
すが、今船田長官の御答弁を聞いてい
ると、全然そういった仮想敵国など持
たぬといふことである。いつどん
な侵略があるかわからぬといふことで
ありますが、およそ今申しますように、
軍隊の訓練は、日常四六時中行われま
して、大伴基本的な訓練をするのであ
ります。もし全然そういったお考へ
がなくて訓練をされる場合には、どこ
の國が攻めてくるかといったような場
合には、戰略戰術の上に大きな誤差が起
きましよう、また戰術訓練の結果が、

長官が期待されるような実態が上ると
は考えられない。たとえば共産圏の戰
闘方式と自由諸國の戰術方式とは大
きな差がありましようし、また戰術す
る隊員の士氣その他についてもいろ
んな感じが生まれてくるので、こう
いった場合、やはり私はこれだけの巨
費を使い、これだけの暴挙をなすつ
て、こういった膨大な計画をされる以
上はやはりどこから、だれが、どんな
場合があつても、それにこたえて防衛
できるという確信を持つためにはやは
り一定の方式といふものが生まれなけ
ればならぬ。そういう一定の方式とい
うものは、よかれあしかれ一定の仮想
敵國といふものがあつて、それに対す
る戰略戰術が研究され、戰術目標の訓
練が行われるということが軍の一つの
大きな根拠になるのじゃないか。それ
でなかつたならば、どこから何が攻
めてくるかわからぬで、どんな訓練を
されておるのであるか。今までを見て
いると、明らかにアメリカ式の訓練が行
われておりますから、アメリカとの協
同防衛をするのでありましようが、この
間服裝の問題が出ましたが、服裝云々
のことは別として大伴戰術方式等は全
部アメリカ方式である。特に空軍に至
つては日本語を使わないで全部英語で
やつておる。これは明らかにアメリカ
の空軍と一体であります。端的に申し
上げると、今の日本の自衛隊はアメ
リカの軍隊と同じ訓練をされ、同じ戰
術によつてなされておるといへばそ
れまでであります。これでは一向日
本の軍隊でなくてアメリカの軍隊であ
ると、いみじくも自民党の専門家ま
でが指摘するようなことであります。か
ら、これは間違いない事実でありま

しょうけれども、それにしても私は根拠のある戦略戦術の決定あるいは戦術訓練がなされてしかるべきだと思ふのでありますが、防衛庁長官という最高責任者が、ただそういった一つの仮定のもとに何かわからぬけれども、一たんの有事の場合に備えるのだということ、ほんとうに自衛隊があなたの心配される一朝有事の場合に、どこの国がどんなことをやってくるか、防衛できるだけの責任をおとりにする自信があるかどうか。私に言わせると非常に不安なものを感じるものでありますが、防衛庁長官は今までのままでそういった責任をとれる自信があるかどうか一つお伺いしたい。

○船田國務大臣 今の自衛隊が仮想敵国を持っておられないということは、先ほど来申し上げておるところでございます。仮想敵国がないから自衛隊の訓練に身が入らぬじゃないかというような御趣旨の御質問であります。戦前のわが国軍と今日の自衛隊というものはそういう点においては、非常な違いがあるかと存じます。戦前の国軍の教育の上にはいいところもありましたろうが、また悪い面もあった。今日の自衛隊につきましても、戦前の国軍の専門家からごらんになれば、まことに至らないという点もあろうかと存じます。しかし現在の自衛隊の大部分のものは一人も残らずということ、ここで申し上げることを差し控えますが、大部分の自衛隊員は自衛隊の任務を十分自覚いたしまして、教育訓練に励んでおるのをごさいます。独立と平和を維持するためにわが国土を防衛する、直接または間接の侵略に対して国土を防衛するのだというしっかりした認識を持っ

て、教育訓練をいたしております。教育の程度も戦前に比べますと、相当程度の高いものが自衛隊として入っております。しかも教育に圧倒的なことをいたしております。自衛隊員として十分自覚を認識させるようにしむけていっておりますので、無理をしませんが、しかし隊員は自己の任務責任を十分自覚して訓練を励んでおるのでございませう。

またたいたいま御質問の中に、日本の航空自衛隊が英語を使っておるじゃないかということでございますが、それはその通りでございます。現状におきましては、日米安保条約によりまして現在日本の防衛についてはアメリカ軍の協力を得ておまして、ことに航空管制につきましては、アメリカ軍によつて行われておるといふ実情でございます。従いまして航空につきましても、特に航空管制との関係がございまして、航空要員が英語を使うということは事実でございます。しかしそれだからといって、何も日本の自衛隊がアメリカの傭兵になるとか、全くアメリカ式の教育を受けておるのだというふうには私は見ておりません。日本の防衛のために自衛隊があるのであります。どこまでも自主性を持って、そしてアメリカの協力も得る、こういう建前でもやっておりますのでございませう。

○栗山委員 私ちようど十二時十分前に出なければならぬところがありますので、関連して簡単に伺ひたいと思います。長官がしばしば説明されるように、わが国の自衛隊は自衛防衛の性格を持つものである、これは確固として明らかなものであることを了承しておりますが、今や北洋漁業の問題に

ついて私もまことに心配をしておる。そこで国際公法上に明らかに認めておる公海における漁業について、日本とソ連との間には戦争状態がまだ形の上においては継続しておるといふ説もありましかれども、現実においては戦争状態ではないというのが日本国民の感覚であり、世界のすべての人が認識しておる常識だと私は考えております。そこでもはや漁期の迫った今日において、もし船団がどうしても出漁しなければならぬという必要に迫られて出漁した場合に、これは各自の責任でありましかれども、最も直接の保護の任に当るべき長官といたしましてのお考えはどうであるか伺ひたい。

○船田國務大臣 公海上におきまして、韓国の関係はいわゆる李承晩ラインが引かれ、また最近日ソの漁業の問題が争ひの種になっておるといふことはまことに遺憾でございます。しかし日ソ漁業の問題につきましても、近く農林大臣が政府代表として派遣され、日ソの間にサケ・マス漁業の漁獲制限及び海難救助等のことにつきまします。また日韓の問題につきましても、日韓会談をなるべく早い機会に再開しようといふことで向う側において数年前とはだいぶ変わっております。ぜひ日韓会談を再開したいという空気が動いてきております。そこでこの日韓の問題にいたしまして、日ソ漁業問題にいたしまして、いずれも外交折衝によりましてこれを解決するようにいたしたい、こういうことで政府は今せつ々努力をいたしております。この両者の問題は遺憾でございますが、どこまでも外交折衝によつて円

満裏にこれを解決する方法に進んで参りたい、さような方向に向つて努力して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○栗山委員 円満裏に解決したいという希望は、それはもうごもつともなものであります。おそらくソ連の側でも円満裏に解決したいと思うのでございませう。しかしながらこれはソ連の側が考えた円満の線であつて、日本が考える円満の線というものは、日本がおのづからの自主的な理論的、国民感情の上になされた線の上に、私は議論は立たなければならぬと思つてあります。そういう観点からいいたしまして、私どもはあくまでも公海における漁業というものは、もうすでに昨年実績を持っております。それでありますから、どう考えましてもこれは相当の船団が行くべきものであつて、行かれるべきものであると私は考えておる。そこに非常な不安、心配を今日にわかになれわれが招かなければならぬことはいかといふことを考えましたとき、私どもは日本の立場から考えれば、これはもう深刻な決意を持って、慎重な態度で臨むべきものであると私は思ふ。私の考えから言いますれば、船団の漁業者が昨年非常に活躍して国家のために貢献をした。けつこうです。このしもそうありたい。しかしながらことしは去年と事情が違つておる。やうな寒開きにおいて、一休船団が出漁することが許されるかどうか。万々一これが望みなないわゆるホープレスの場合においては、船団の準備が三十億万円あるいは四十億万円と聞いておりますが、この金額は補償するとも、慎重な態度で、万一不幸なできごとの

ないような線に正常外交をかたく堅持して、あせることなく対ソ外交を進展すべきものだと思ふから、むろん日本からおもむかれるところの代表団がどういう形式でどういう話を進められるだらうか知らぬけれども、漁期に迫つておる今日における閣議の腹がまえというものはもうとうになくちやならぬと思ふ。腹がまえをきめて、そして決定したる線を邁進する場合においては、経済関係の責任も大であるけれども、なおさらに私は治安維持に対する責任を持つておられる長官の考え方、その行動力というものはまことに大きなものを含んでおる、かように考えておる。それゆゑにこの場合におきまして船田長官にお願いすることは、ほんとうに日本がヒューマンリストの線についての正常外交で堂々とソ連に対決する、またアメリカともその線において堂々と折衝しておる、こういうような自主的な日本国民の理念と感情というものを持て、どうか長官にしっかりとやつてもらいたい、これを私は希望するのであります。

○船田國務大臣 ただいま栗山委員の御激励を受けましてまことにありがたうございませう。今その線に沿つてせつ々関係各省の間で意見を調整し、またソ連に対しましてはわが方の主張を具体的に述べて、そして外交折衝によつて円満なる妥結に達するやうに努力をいたしつつあるわけでございませう。しばらく政府代表なりあるいは農林、外務等関係当局の努力に御期待を願ひたいと思ふ次第であります。

○山本委員長 西村君。
○西村(力)委員 ただいま栗山委員の

質問の要旨は、いよいよの場合には実力的出動を求める、こういうような希望であったのではないかと思うのでありますが、今の答弁で私もほっとしたのであります。(もつと深刻だ、もつと深い)と呼ぶ者あり) そうですか。

私は昔々久保委員の質問に関連して一つお伺いしたいと思うのでございますが、政府の態度というものはもちろん責任を持たなければならぬけれども、それとともに十分なる權威を持つた態度、答弁でなければならぬと思うのです。何が何やらわからないようなただ一時のがれの、くりますような御答弁ではわれわれはどういふ納得ができません。しかもときどき比喩を用いて真実論を出したり、太平洋のまら中に船を乗り出して大波さなみにゆられた場合、こういうような比喩を用いられますが、国会の答弁においては、比喩というものはあまり好ましくないものではないかと思ふ。なぜかといひますと、比喩というものは俗的に理屈がつかないから——言ひようがないからたとえ話で言う、こういうのが比喩の俗的な用ひ方なんです。端的にわかりやすいようですけれども、そういう場合のたとえ話というものは非常に危険が多い。ですから国会の答弁において比喩を用いられるということ、これは好ましいことではないかと私は思ふのです。それで問題に入ります

が、長官ももちろん平和を求めていらっしゃると思う。しかも日本の平和というものは国際的な平和の関連性においてのみ確保できるという、こういう考え方によっていらっしゃるのだらうと思う。そういったしますと、今平和を求める全人類の叫びというものはい

ろいありまするが、アメリカの当局者は常に力の均衡こそ平和だ、こういうことを言っておる。アイゼンハワーの年頭の教書にもそういうことが出ておつたように記憶をしておりますが、そういう力の均衡こそ平和であるのだという考え方をやはり日本の政府、ことに日本の防衛を担当せらるる船田長官はその考え方が世界平和の基礎となるものである、基底である、こういう工合にお考えになっていらつ

しやるかどうか、その点についての御答弁を願ひたい。

○船田国務大臣 アメリカが力の均衡によつて今日の平和が維持されておるといふことを言つておるといふことの御指摘がありました。私も大体やばり力の均衡があればこそ、今日の平和は維持されるのではないかと思ひます。従いまして自衛力を持つということとは結局それによつて戦争におもむくのではなくして、逆に戦争を阻止するためにはどうしても最小限度の自衛体制を持つことが必要である、かような意味において先ほど真実論を申し上げたのでありまして、比喩を用いたことがよくないというところでありまして、私あえてそれを強く主張するわけではございませんが、やはりそういうふうにごさいませんが、やはりの述べんに御説明申し上げた方が、私の述べんとするところがはつきりおわかり下さると思つて真実論を出したわけであり

ます。自衛体制を整備するというところによつて侵略の意図を事前に阻止し得る、こういう考え方に立つておるわけ

でございます。

○西村(力)委員 力の均衡が国際平和の基礎になるのだということを承認せられておるわけでございますが、今の

均衡というのはソ連と米国の二つの大きい勢力の均衡ということではだれが見てもその通りでございますが、どの接点でその均衡を保つておるか。地球はだいたいふ狭くなりましてけれども、その二つの勢力の接点というものがあ

る。西欧においてはどこが接点点であり、東亜においてはどこが接点点になつておるか。こう考へてみますと、きに、均衡の接点とはわれわれ日本にちよとあるのだ。日本は米側に含まれておるのだ。こういうような立場は

明瞭だと思ふのです。日本のかつての軍部は、満州こそ日本の国防線である、田中大臣は何かすばらしいことを言つて、バイカル湖に日本の国防線を引くのだといふことを言つたように覚えておられますが、ちよと日本の軍部が昔国防線の最先端を満州にあるいはバイカル湖に引こうとしたように、今のアメリカはソ連勢力との接点点として、日本を自己の陣営の中の接点点であるといふふうにはつきり考へておる。この点はお認めになりませんか。

○船田国務大臣 アメリカの世界政策がどういふものであるかといふことを私は詳細には存じません。しかし、現状におきましては、日本の独立と平和を維持するために、直接間接の侵略に對しましてわが方において国土を守るために最小限度の自衛体制を整備することが必要である。しかしそれは一朝にしてなかなかできません。そこで、現状におきましては日米共同でわが国土の防衛に當るといふ建前をとつておるわけでありまして、その意味において接触と言われればあるいは接触で、今御指摘のようなことになるかもしれ

ませんが、しかしわが方といひまし

ては、どこまでもこの国土の防衛のためにはアメリカの協力を得て、共同で日本の国土の防衛に當つておる、こういう現状であり、またその建前によつてやつておるわけでございます。

○西村(力)委員 アメリカの東亜の戦略体制の最先端として日本は位置づけられておるのだといふことは現状としてつきりお認めになっていらつしやう。それは日本の國は形式的にももう獨立したのだから、われわれの心がまえ、氣持としては自國を防衛するといふことが優先し、それに専念するのだ、だがしかし現状はやはりアメリカとの協定に基きアメリカの戦略体制の最先端にあるのだといふことは認めざるを得ない、こういうことでござい

ますので、現状についてはやはりアメリカの戦略の最先端としてはつきり日本は確保されて位置づけられておるのだといふこの現状を率直にお認めになつたものと私は解釈しておるのです。が、それでよろしうございませうか。

○船田国務大臣 先ほど申し上げましたように、わが國の平和と獨立を維持するために直接及び間接の侵略に對して国土を守る、その国土を守るために、現状におきましてはまだ十分な自衛体制が整備されておられませんので、アメリカと共同して日本の防衛に當る、こういう体制をとつておるわけでありまして、それ以上の意味を持つておるわけではございません。

○西村(力)委員 私は現状をこのように率直に認めるのが正しいことであると思ふのであります。われわれもこういう國の現状に目をおおつてはならぬ。たゞ自民黨の諸君でも社会黨でも、日本の現状を國民に隠してはなら

ないと思ふ。眞に國を憂する私たちの行き方は、そういう現状を絶対に隠してはならないと思ふ。そういう現状を率直に認めたとするならば、日本の自衛隊はいかなる方向に訓練しなければならぬか、あるいは配置しなければならぬかといふことは言わすして明らかなことではないか。それを、いかにも右から左から上から下から敵が来るのに備へるのだといふがことき言ひ方は、日本の現状について目をおおわしめる言辭だと私は思うのです。そういう考へでおるから、シ

リアン優先なんといふことをあなた方が言つても、幕僚關係の連中からばかりにされる事態が起きてくる。もつと率直にいかなくどうして文官優先なんといふことがいへませうか。文官優先をあくまでも自衛隊の筋として通そうとするならば、日本の國情からいって自衛隊の当面の目標はここといふ方向を打ち出さなければならぬと思ふ。あなた方がそういうことを言つても、幕僚關係は、やはりそれぞれ侵略の予見をいろいろとやつておるのだろ

う、そして、侵略があつた場合には、アメリカさんが助けにくるまで五時間ぐらい持つような工合にしよといふようなことを考へておるのだらう。こ

とも聞いたことがある。こういうことをきつぱりと割つて臨んでいただきた。この憲法のある現状からいって、なかなか仮想敵國という言葉は使えないでしよけれども、戦闘訓練をやる以上はそれだけの予想をもつてやらせなければ、あなたの方の指導権といふものはなくなるのじゃないか。私たち幸いにこれから内閣委員会の視察でもありましたら、上陸用舟艇に乗つて

ないと思ふ。眞に國を憂する私たちの行き方は、そういう現状を絶対に隠してはならないと思ふ。そういう現状を率直に認めたとするならば、日本の自衛隊はいかなる方向に訓練しなければならぬか、あるいは配置しなければならぬかといふことは言わすして明らかなことではないか。それを、いかにも右から左から上から下から敵が来るのに備へるのだといふがことき言ひ方は、日本の現状について目をおおわしめる言辭だと私は思うのです。そういう考へでおるから、シ

青森から北海道に敵前上陸をする、こ
ういふ訓練が一番いいのじゃないかと
私は思う。そういうことでありますの
で、この際、仮想敵国ではなくとも、
戦闘あるいは平和攻勢の起る可能性
は当然われわれは予想して訓練をして
いるのだという答弁だけでも今なざる
べきではないか。それが文官優先の原
則を貫く一つの態度になると思うがい
かがでございます。

○船田国務大臣 文官優先とおっしゃ
いますけれども、せびろの者が制服を
押えておるといふ意味において文官優
先ではなくして、私らは政治優先とい
うふうに考え、またそれを実行してお
るわけでございまして、政治優先がく
ずれる心配があらはしないかという御
懸念もあつたようでございしますが、そ
の点は、現在の国会あるいは内閣、防
衛庁の機構、組織をあらん下さいます
れば、政治優先の原則は一貫してある
のでございまして、今後におきまして
も政治優先の線がくずれることはない
と信じます。また、ただいま自衛隊員
の訓練につきまして、仮想敵国がない
と力が入らぬのじゃないかというよう
なお話がございましたが、先ほど御説
明申し上げたように、現在の自衛隊員
は十分自衛隊員としての任務を自覚
し、その責任を感じて、そしてその任
務遂行のために必要な教養を積み、
訓練をいたしておりますのでありまして、
仮想敵国がどこにあるかというような
ことを申さぬでも、自衛隊員は十分訓
練ができるのであります。その点は御
懸念のようなことは絶対にないと思は
れます。

○苗ヶ久保委員 だいが質問が残つて
おりますが、時間の都合で次会に譲り
まして、最後に一点だけ防衛庁長官に
だめを押してお伺いしたいのは、
先ほど来仮想敵国という言葉が、語弊
があつたかもしれないが、とにかく
具体的な自衛隊の配置等を例にとつ
て、一応日本の防衛の目標ないしは自
衛隊設置の基本がソ連圏、いわゆるソ
連、中共にあるのじゃないかというこ
とについてのお尋ねに対して、防衛庁
長官はそんなことはないというような
御答弁でありましたが、そこで最後に
一言お尋ねしておきたいことは、いわ
ゆる巷間、あるいは私どもが自民党の
代議士諸君などと立会演説をしたり、
あるいはいろいろな公式の席上で討論
会をいたします場合に、往々にして自
民党の代議士諸君は——これは個人の
意見かも知れませんが——これは個人の
共がいろいろな意味で日本に攻めてく
る可能性があるし、さらにソ連、中共の
示威によつて国内に内乱等が起る危険
があるというようなことをたびたび発
言するのであります。そういういたします
と、公式のこういふた国会における
総理並びに防衛庁長官の御答弁ではそ
れを否定されておるのでありますが、
しからばここで、現在日本の政府のあ
らゆる情勢の分析によつて基礎づけた
結論として、ソ連、中共が当面日本に
対して何らかの形において進攻するこ
ういふ意図がないかということをはつきり
御認識になっておられるし、さらに将来に
おいてもソ連、中共が日本を侵略する
という危険性は全然考えないないとい
うふうには了解してもよろしいかどう
か、この点を最後に一言お尋ねしてお
きます。

○船田国務大臣 ソ連や中共をわが仮
想敵国と考えておられることはござ
いません。ただ私どもとして希望を申
し上げますれば、平和は決して言葉だ
けでできるものではございませんの
で、もし平和を主張せられるならば、
みずから持つておられる膨大な軍備を縮
減するなり、あるいは放棄されること
が望ましいと私は考えます。しかしソ
連や中共を仮想敵国と考えておるとい
うことは絶対にございせん。

○苗ヶ久保委員 先ほど長官は力の均
衡ということをおっしゃいました。アメ
リカとソ連の関連において、ソ連が一方
的に軍備を撤廃し、あるいは縮小する
ということはとても考えられませんが、
力の均衡ですから、力の均衡は今西村
君が指摘したようにソ連、中共の共産
圏とアメリカの自由諸国との均衡であ
りますから、今長官が幾ら御希望され
ても、ソ連だけが軍備を撤廃し、縮小
するということは不可能であります。
ただ私がお聞きしておるのは、そうし
たソ連が軍備を持つておられるのでは
なく、また仮想敵国であるかないか
でなく、ソ連、中共が現在から将来に
わたつて日本に対して侵略する危険性
がないかと考えておられるかどうかとい
うことを聞いておられるのですから、その危険
性について明確な答弁を願いたい。

○船田国務大臣 重ねて申し上げます
が、私といたしましてはソ連、中共を
仮想敵国とは考えておりません。しか
し将来のことについては、ただいまこ
に私がいろいろのことを予想して申し
上げるといふことは、適当でないと思
じますので、その点は申し上げかね
ます。

○山本委員長 残余の質疑は延期し、
暫時休憩いたします。午後一時より
再開いたします。

午後零時六分休憩
午後一時四十九分開議
○山本委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。

官内庁法の一部を改正する法律案を
議題とし、質疑を続行いたします。前
会に引き続きの問題でありますので、
まず江崎君に質問を許します。江
崎君。

○江崎委員 官内庁長官にお尋ねをい
たします。先般たまたま私と受田委員
から、皇太子の予想せられておるとこ
ろの結婚の問題について、次長にいろ
いろと御質問を申し上げたわけであり
ます。ところが残念ながら次長から承
りつた言葉というものは、どういつつ
もりであらういふ答えがあまり出ない
存じませんが、きわめてあいまいな
しかもまたかたがた新聞記者で談話から
はぐらかすような体の御答弁しかいた
りませんでした。そこで私
どもがお尋ねいたしました、——特に
江崎がお尋ねした趣意は、皇太子が今
日、二十二年四月、比較的まだお若
い御年令であられる。しかも学習院大
学は御卒業という形をおとりになりま
すか、あるいは聴講生という姿で、こ
のままの形でいられますか、それとは
もかくといたしまして、少くとも今後
は一般社会人としての真剣な勉強にい
そひたい、こういう決意を学習院大
学の卒業式に披露をなされ、また側近
に侍されるころのあなた方もその構
想をもつて、今日以後の皇太子を見て
おられるわけであります。そのとき
に、たとえば最近の新聞記事等を見ま
すと、皇太子の結婚問題がいかにも
迫つたかを感じておられます。そ

うかと思つと、皇太子の記事が、それ
はあたたか皇太子であるといふことを
露骨に表わした「孤独の人」とかいう
小説も、まだ完成も見えないうちに各社
の映画の製作者から対象にせられてお
るといふような動き、あるいはまたす
でに週刊雑誌等ではこの人にきまつた
といふので、それぞれ該当事者におほし
い人々の顔ぶれをずらりと並べて、も
う今にも決定するかのうわさをまき散
らしておられます。こういう環境に二十
二年四月といふ若い皇太子がさらさ
れ、置かれておつて、ほんとうに社会
人としての正しいしかも将来わが国の
りっぱな天皇陛下としてのいろいろな
教育訓練の場に果して立ち得るかどう
か、私どもははなはだ心配に思ふもの
であります。そういう見地から、この
問題はただに縁のものだからいつにな
るかわからないとか、われわれが想像
しておるのは早くもなければおそくも
ないといふようなあいまいな話では、
少くとも私も国会議員としては納得
するわけには参りません。新聞紙上の
単なるミーちゃん、ハーちゃん式のう
わさなはいざ知らず、ここで私どもが
責任者であるあなたにお尋ねをする場
合には、果してそういう環境におられ
ることが皇太子として適当であるのか
どうなのか。あなた方はそういう毎日
の新聞や、週刊雑誌等にきわめてお
るようなああいう環境に皇太子をただ
黙つて置いておくことに、何らの反
省、何らの責任も一体お感じになら
ないのか。これを一つ長官に承りたい
といふことで、この間私は次長に対す
る質問を控えたわけでありますが、お
帰りになりましたので、一つこの際
はつきりした責任ある御答弁を承わり

いのでございます。一般報道機

関が取り扱いましたのは私の記憶では昭和二十六年くらいでございます。その後私といたしまして、ずいぶん早くから報道されますので、その点について、そういうことは近頃は無いということをはっきり申したことはございますけれども、しかし実際問題はそのういうことにかかわらず盛んに報道されておるのでございまして、実際問題として準備が進んでおらない実情でございます。特に結婚と申しますことは、殿下の御意思がもちろん中心でございますが、もちろん相手方のあることでございまして、そういう日を限ってどうという問題をここで責任をもって申し上げることは困難であるという事情は、何とぞ御了承いたされたかと思うのでございます。殿下はもちろんいろいろな責任のない報道につきまして、もとよりいい気持はなさないと思えますけれども、非常に着実なお考えの方でございまして、これがために御勉強に堪へ差しつかえてゐるとは私は考えておらないのでございます。実にしっかりとしたお考えで、おられると思えますし、われわれといたしましては、こういう情勢につきましてなおできるだけの微力を尽しまして、殿下がすくすくとお育ちになりますように努力をいたしたいと存じます。

○江崎委員　御結婚の話は二十六年ころから起った、その当時は非常に早いと思つたが、もう今となつてはそう遠い将来ではないように思う、こういうお話でございます。そこでお尋ねいたしたいのは、皇太子殿下が時の人であることはけつこうです。われわれも喜ばしいことで、国民が親しみを持って

○宇佐美説明員　ただ私一人できめ得る問題ではございませんし、相手のあることでございまして、いつまでと、公開あるいは正式の場合にお答えすることはどうもできないじゃないかと思えます。

○江崎委員　けっこうです。私は別にそのことを中心に聞こうと思っているわけではありません。ただ、あなた方がそういう環境に皇太子をさらすことにもう少し責任を感じてもらいたい。これを中心に御要望をしながらお尋ねしておるわけです。

そこで、ついでにこれはわれわれの気持として参考にしなから承りたいのですが、大正天皇の御婚約ができたのは何才ごろですか。そうして御婚約から今の御結婚までの間というものはどれくらいであったのか。それからこれはもしおわかりならば、今の天皇陛下が二十四才で御結婚になった。そうすると、婚約というか、皇后陛下はこの人である、この人がなるべきであるというふうにおよその見当がついたの、はい、いつごろでございますか。

○宇佐美説明員　正確な資料を持っておりませんので、ここで正確にお答えいたししかねますし、今の陛下の場合はいわゆる御内定から御成婚まで三、四年の間があったことと思います。

○江崎委員　そうすると、二十四才で御結婚になる三年くらい前に御内定があったわけでございますね。そこでわれわれが心配するのは、昔でいいますと、天皇陛下の配遇者であるべき皇后陛下という立場は、これは大へんなことでしたね。いろいろな記録に見ましても、皇后となるべき方に対しては特

というものをあなた方が中心になつていたされたことでしょう。計画をなさったわけでしょう。今日では新憲法下という形になるわけであります。しかし今日この新憲法下におきましても、皇后とならるべき方のあり方についてのあなたの関心というものはやはり当然おありになるだろうと思ふ。昔は友人関係の手紙を全部没収してしまふとか、いろいろ形見に残るようなものは全部これも取り上げてしまふとか、なかなか厳格な、今から考えれば想像もできぬようなこともあつたのでありますが、今後皇后陛下となさるべき候補者がきまつた場合、これに對して、まあきまつてから考えるということをもたお答えになるかもしれません。が、大體將來われわれの皇后陛下になつてもらうべき人でありますから、いかに新憲法下とはいひながらおのずとそこにあなたの方の考え方、構想というものがあるやはおありだらうと思ひます。何か特別な教育とか、特別ないろいろな方向をお示しするような機会、そしてまたそういう機会を持つたとすれば、それは大體どれくらいあつたらしいものであるか。この間宮内庁のは広く一般の女性にも希望が持ち得るのだ——これはおさなりの一つの御答弁であつたかもしれないが、ああいう表現の仕方をなさいますと、新聞などですでもおもしろおかしく取り上げて、一般の女性というものが対象になつてゐるのだ、一般女性必ずしも希望なきにしもあらずといったような、そういう形になつて現われている。こ

れがいいか悪いかということは別として、一体今の特別な方向を身につけていただくというようなことは必要はないのか、あるのか、またあるとすれば、一体それはどれくらいの期間を要するものであるか、こういったようなことについておおよその構想を承わっておきたいと思ひます。

○宇佐美説明員 お答え申し上げます。御内定になりました御結婚までの期間についてのお尋ねでございますが、私どもが考えておりますことは、皇太子妃殿下として、あるいは将来の皇后陛下として、国民の統合の象徴であらせられる陛下の皇后陛下として十分な御修養を願うべきが当然であらうと思ひております。しかし人間の修養と申しますのは一生かかる問題であらうと思ひまして、特別な期間に、言葉は悪いございますが、詰め込み的なことは今は必要ないんじゃないかというふうな考え方を私自身いたしておるのでございます。しかしもちろん御内定になりました正式の御結婚までにはいろいろ準備もございまして、またそれだけのお心ごまがございまして、期間も必要でございまして、しかし昔のようないくつ期間というものは私どもはただいま予想いたしております。

○江崎委員 大へん民主的な一つの考え方を持っておられるようで、その点はけっこうであります。ところが今としてはあまり必要はないとおっしゃられるが、そうすると、次長がおっしゃる通りに、一般女性を対象になるとかいうことは、言葉の端でありますから、それに重点を置くとは思ひませんが、たとえば過去の華族の方からそういう御縁がきまるといったような

場合、ほんとうにそれがそのままつと——皇太子殿下の配偶者としてそんなにたやすく持つていくけるというお気持ちですか、どうなんですか。

○宇佐美説明員 御結婚おそばすときは皆さんまだお若い方でございます。やはりただいま申し上げました通り、もちろんりっぱな御素質がある方と私は信じておりますけれども、それをいよいよみがいていただくことはやはり御一生のお仕事としてなされることであらうと思ひます。そういうことでございまして、特殊な一般的な教養、あるいは御学問をなさるといふようなことは私には必要ないんじゃないかというふうに考えておるのであります。

○江崎委員 皇后学というものは要らぬのですか。

○宇佐美説明員 それはすぐ皇后様になられるわけじゃないですね。皇太子妃殿下として遠い将来にそういう時期がくるのじゃないかと思ひます。そういうことでございまして、もちろんただいま申し上げました通りに、内定して即日というふうなことにとうてい参るわけじゃないですね。いろいろの御準備もあり、上がられる方のお気持ちも整う必要はもちろんならうと思ひます。しかし昔のようないくつ期間という長さを求める必要はないんじゃないかという意味で申し上げたわけであり

○江崎委員 そこで私はほんとにこれはあなたに真剣に考えてもらわねばならぬと思うことは、私はある週間雑誌に、将来の妃殿下になるべき候補者の一人というお父さんから、しみじみ私に訴えられたことがある。これは特

下の候補者の一人に擬せられて週間雑誌に名前が出た。自來私のうち是非常に暗くなつてしまひました。娘がきやうなことがあるはずはないし、またそんなことがあつたら、これは一門大へんなことなんだ。けれどもまことにやかに取り上げられて、新聞記者は来る、あるいはまたその友だちはいろいろと疑いの眼であれやこれや誘導質問をする。何となくそれ以来娘が外に出歩くことをきらうようにすななつてしまつた。これは私あなたに名前を

あとで言えとおっしゃるならほんとに申し上げてもいいと思ひますが、親としていかにも困つたというのを切々として訴えられたことがあるのです。これはあなたが今お説におっしゃるように、新しい時代の皇后陛下となるべき妃殿下というものは、昔のようないろゆる俗世間と隔絶する必要もないし、にわかになつたあり方を整える必要もない、こつこつとやる。そういうお気持ちならば、この皇太子殿下の結婚問題をめぐつて、相手が相手であられるだけに、これは世間が必要以上に騒ぐ。騒ぐのが悪いと言へばそれはそれでいいまいであります。しかし皇太子殿下も、冒頭申し上げたように若い勉強の中心だといふふうな環境に置く、あるいはまたこれをあなたの方が言葉を左右にして、縁のものだからいつのことだかわからないとおっしゃる。これはおそろくあなたも御命令なり、お嬢さんなりおありだろつと思ひますが、大

体いつごろにはこうしたら、この次はこうしたら、おおよその考え方、行き方というものはあるものです。そういうものをお示しにならぬから、特定の被害者というものができて、この民主主義時代にもかかわらず、皇太子殿下の今までの問題をめぐつて大へんな泣く人や、被害者が出てくる。これは若い女性の場合、特定の個人々々の場合を考えてもらふべき。私は重大な問題だと思ひます。これは皇太子の場面を、また候補者になる場面をいろいろあなたが考えになりますと、これはただ縁のものだとか、やれにわかに断言することができないのだとかいうようなことで、言を左右にせらるべきじゃない。それは皇太子を興味の中心にいつまでも置いて、その興味の中心がわれわれの象徴としての天皇にならるべき皇太子ではなくて、何となく巷間の人気俳優に対する一つの好奇心というふうな感じ方で接せしめることもなるだらうと思ひます。これはそう簡単に簡単に考えてもらつちやいかぬと思ひます。いやそんなことは考えておるとおっしゃるならば、おおよそのめどくらは、国会においてある程度われわれの前に安心のいくように、納得させるようにお話しになることが必要だと思ひます。これは私はほんとに皇太子のことを思い、国のことを思ふから申し上げるので、興味本位じゃありませんから、もう少し一つつ込んだ御返事を承りたいと思ひます。

○宇佐美説明員 重ねての御質問でございますが、今仰せの通り御心配の点はいくつかわかりますが、私自身としてはよくわかりませんが、私自身としては、私自身がだれにも負けない心配をいたしておるつもりでございます。ただ一般の報道機関がいろいろな推測をいたしまして、個々の人をあげることは、非常にお話の通り迷惑された方が

害者というものができて、この民主主義時代にもかかわらず、皇太子殿下の今までの問題をめぐつて大へんな泣く人や、被害者が出てくる。これは若い女性の場合、特定の個人々々の場合を考えてもらふべき。私は重大な問題だと思ひます。これは皇太子の場面を、また候補者になる場面をいろいろあなたが考えになりますと、これはただ縁のものだとか、やれにわかに断言することができないのだとかいうようなことで、言を左右にせらるべきじゃない。それは皇太子を興味の中心にいつまでも置いて、その興味の中心がわれわれの象徴としての天皇にならるべき皇太子ではなくて、何となく巷間の人気俳優に対する一つの好奇心というふうな感じ方で接せしめることもなるだらうと思ひます。これはそう簡単に簡単に考えてもらつちやいかぬと思ひます。いやそんなことは考えておるとおっしゃるならば、おおよそのめどくらは、国会においてある程度われわれの前に安心のいくように、納得させるようにお話しになることが必要だと思ひます。これは私はほんとに皇太子のことを思い、国のことを思ふから申し上げるので、興味本位じゃありませんから、もう少し一つつ込んだ御返事を承りたいと思ひます。

○江崎委員 わかりました。なかなかお答えがむずかしいようですし、この個人的な問題についてどうせんことをするわけにもいきません。けれども、どうぞあなたに課せられておる責任というものを、もう少しお考えになつて下さい。これはわれわれは繰り返して言つておる通りに、興味本位で言つておるではありません。こんな環境にいつまでも置くことは、俗な言葉で言うなら、何か色男がたぐさんの女に氣を持たせるようなやり方だ。ドン・ファンを周回のものが見守つておるような姿、そんなところにわれわれ皇太子をいつまでも置いておいてどうなりませうか。そんなに遠い将来ではないとおっしゃるならば、おおよそのめどくらい近い機会に御発表になつた方がいいです。きょうはなかなか願がしいようですから、ちょっと御緊張になつておるようでもあります。また一べんしみじみ伺つてみたいと思ひますが、どうぞそのあたり責任あるお立場として将来に対して責任を持ってい

れといたしまして、そのためにその方が候補者であるとかないとか、有力であるとかないとか言えるはずのものではないと思ひます。しかしそうかといつて、そのために無理な進め方をすることもできません。われわれとしては、皇太子殿下のために、またこれが将来の皇后陛下として全国民のためになられるようになりつた方を得られるというところで、専心努力をするほかはないのでございまして。今こゝでいつになつたらそれができるといふことを申し上げる自信がまだございせん。以上私が現在ほんとに考えていることを申し上げた次第でございます。

○江崎委員 ありがとうございます。なかなかお答えがむずかしいようですし、この個人的な問題についてどうせんことをするわけにもいきません。けれども、どうぞあなたに課せられておる責任というものを、もう少しお考えになつて下さい。これはわれわれは繰り返して言つておる通りに、興味本位で言つておるではありません。こんな環境にいつまでも置くことは、俗な言葉で言うなら、何か色男がたぐさんの女に氣を持たせるようなやり方だ。ドン・ファンを周回のものが見守つておるような姿、そんなところにわれわれ皇太子をいつまでも置いておいてどうなりませうか。そんなに遠い将来ではないとおっしゃるならば、おおよそのめどくらい近い機会に御発表になつた方がいいです。きょうはなかなか願がしいようですから、ちょっと御緊張になつておるようでもあります。また一べんしみじみ伺つてみたいと思ひますが、どうぞそのあたり責任あるお立場として将来に対して責任を持ってい

○江崎委員 わかりました。なかなかお答えがむずかしいようですし、この個人的な問題についてどうせんことをするわけにもいきません。けれども、どうぞあなたに課せられておる責任というものを、もう少しお考えになつて下さい。これはわれわれは繰り返して言つておる通りに、興味本位で言つておるではありません。こんな環境にいつまでも置くことは、俗な言葉で言うなら、何か色男がたぐさんの女に氣を持たせるようなやり方だ。ドン・ファンを周回のものが見守つておるような姿、そんなところにわれわれ皇太子をいつまでも置いておいてどうなりませうか。そんなに遠い将来ではないとおっしゃるならば、おおよそのめどくらい近い機会に御発表になつた方がいいです。きょうはなかなか願がしいようですから、ちょっと御緊張になつておるようでもあります。また一べんしみじみ伺つてみたいと思ひますが、どうぞそのあたり責任あるお立場として将来に対して責任を持ってい

れがいいか悪いかということは別として、一体今の特別な方向を身につけていただくというようなことは必要はないのか、あるのか、またあるとすれば、一体それはどれくらいの期間を要するものであるか、こういったようなことについておおよその構想を承わっておきたいと思ひます。

○宇佐美説明員 お答え申し上げます。御内定になりました御結婚までの期間についてのお尋ねでございますが、私どもが考えておりますことは、皇太子妃殿下として、あるいは将来の皇后陛下として、国民の統合の象徴であらせられる陛下の皇后陛下として十分な御修養を願うべきが当然であらうと思ひております。しかし人間の修養と申しますのは一生かかる問題であらうと思ひまして、特別な期間に、言葉は悪いございますが、詰め込み的なことは今は必要ないんじゃないかというふうな考え方を私自身いたしておるのでございます。しかしもちろん御内定になりました正式の御結婚までにはいろいろ準備もございまして、またそれだけのお心ごまがございまして、期間も必要でございまして、しかし昔のようないくつ期間というものは私どもはただいま予想いたしております。

○江崎委員 大へん民主的な一つの考え方を持っておられるようで、その点はけっこうであります。ところが今としてはあまり必要はないとおっしゃられるが、そうすると、次長がおっしゃる通りに、一般女性を対象になるとかいうことは、言葉の端でありますから、それに重点を置くとは思ひませんが、たとえば過去の華族の方からそういう御縁がきまるといったような

場合、ほんとうにそれがそのままつと——皇太子殿下の配偶者としてそんなにたやすく持つていくけるというお気持ちですか、どうなんですか。

ただきたい。お願いします。

○苗ヶ久保委員 関連してお尋ねいたします。私どもは皇太子がどんな結婚をされようと問題にはしておりません。これは江崎君とは違ひまして、私どもはむしろ市井の無名の女性と恋愛結婚されることの方が望ましい。私は皇太子の結婚問題についてこの間、長にお伺いしたのですが、そのことよりも、皇太子の最近の育て方、教育のされ方、ここに問題があると思う。私は皇太子が皇太子としてただ単に個人であれば問題はございません。何も触れませんが、しかし一応新憲法のもとで、象徴という形にしろ、特殊な地位を持つお人でありますから、国民との関連性があるのであります。私どもは国民との関連性においていろいろなことを心配している。この間も次長に申し上げたのでありますが、天皇という存在が過去の憲法の形に逆行する可能性が強い。これは現在の日本の動き方、政治のあり方、また自民党鳩山内閣の考え方の根本に大きく動いております。憲法改正の問題も、いわゆる自民党案、元の自由党案、あるいは民主党案等を見ますと、元首という言葉を使つてさらに昔の天皇の姿に変えようとする動きがあるのであります。これはなかなか私も看過できない。そういう際に皇太子のあり方が、私は先般「孤島の人」という小説の材料を一つのテーマとして申し上げましたが、あれが真実でないか別にいたしましても、少くとも皇太子のあり方が、あなたの今おっしゃつたすくすく育つということでなくて、そのすくすくが、型にはめた昔の天皇制の天皇の姿に育つような教育の方法であつてはな

らぬと思ふ。私はこの間も申し上げましたが、天皇という存在が歴史的にあるのでありますから、この存在を私は今ここで没却しようとは思ひません。しかしその天皇という存在が国民を犠牲にし、国民にあらゆる圧迫と国民生活を非常に悲惨に追い込むような姿のものに変るならば、私はこの間も言つたのですが、重大な決意をしなければならぬ。しかしそういった過去の歴史が現にあるし、またそれを復元しようという形がありますから、せつかく皇太子が新しい時代の姿に育つて参るし、また育とうとしたとき、最近になつてその行き方を転換して、私ども心配する昔の天皇制の天皇のような姿に変えようとする動きがあるということとを、私どもはいろいろな意味で聞いている。これでは困ると思う。私どもは先ほど江崎君の心配された皇太子妃がどんな形であるか、そんなことは大した問題ではないと思う。それは個人の意思であるし、どんなところから皇太子妃がきまろうとも、どんな形できまろうとも、いつきまろうとも、それは問題じゃない。そんなことよりは、皇太子のあり方、その育ち方、国民との関連性が問題である。こういう点において長官は、皇太子の教育なりあるいは成長なり、今後のあり方について、長官としてどのような自信と識見と、そして意見を持っておられるか、それこそさつぱらに一つ私はお示し願ひたいと思ひます。それでなかつたら、私どもは、いわゆる今の皇室に対する考え方というものはすなおに考へてきておる、その考え方に対してやはり重大な段階に來ざるを得ない面があるということを考へるのであり

ます。そこで私の今言つた点に對する、長官の簡明率直なお答を願ひたいと思ひます。

○宇佐美説明員 私は皇室が古來わが國のため、國民のために御しになるということを中心に考へておられると思ひます。皇太子殿下が學校を出られる、今後皇太子としての義務をお受けになるのは、やはりそこにあると私は考へておるのでございます。そういう意味で自分の御修養を積まれ、識見を高められて、それを通じて日本の國、日本の國民のためにできるだけの寄与をするというお考えで御修養なさるようになつておることを考へていきたい、かように考へております。

○苗ヶ久保委員 言葉はそれでいいでしょう。では具体的に、皇太子が將來その國民のために尽くすという形はどういうものか。ただ言葉だけで、國民のためになるように勉強されるとか、あるいは國民のためにやるような考え方で物事をなさるとおっしゃつても、これは非常に抽象的であります。言葉だけでは何でも言える。具体的にではどういふふうなあり方があるのか。たとへばあなたは先般天皇のお供をして山口にいらつしたやうであります。ああいうことについても私どもは意見を持つていますが、ああいう行幸そのものに對しても、國民の目から見るといろいろな問題がある。あなた方は國民の中に天皇のあり方——天皇と一緒に御案内して、何か特別な御意思があるのかどうかは別として、あなたのお考えもあつたやう。しかし國民の側から見たら、皇太子が今後自分なりに、國民のためになつていく意思

で物事をなさるとおっしゃるが、具体的にどうなのか。ただ単にあなたは、皇太子がわれわれ國民のために尽くすためにいろいろ勉強するとおっしゃつても、どういふふうな今後國民のためにお受けになるのか、皇太子として、あるいは天皇になられた際において、具体的な事例を示してお答え願ひたいと思ひます。ただ言葉だけ國民のためになるとおっしゃつても、とても私どもはわかりません。國民のために皇太子のあり方を、一つ具体的な事例をお示し願ひたい。

○宇佐美説明員 ただいまの皇太子殿下のお立場は、あくまで皇太子としてのことで、象徴としての御活動ではもちろんございせん。従つて皇太子殿下がそのお立場において國家、社會、國民のためお受けになるというのは、陛下のお立場とは少し違ふと私は思ひます。しかし古來伝統的にやつておられます、社會事業を通じますとか、あるいは産業、學術の御奨励、それぞれの形において、自然にその義務をお果しになる場面がたくさんあると私は考へております。

○栗山委員 関連——この内閣委員会で、意外にも、皇太子殿下の御一身に關する質疑がたびたび行われました。けだしこういうこともあり得ることとして、私どももこの貴重な時間を割愛して拝聴をし、靜かに考へさせられておるのである。そこで要は、天皇たるべき皇太子殿下は學習院を御卒業とおうか、まず學習院の課程を習得されたいやうな形において、一応學校生活は終られたわけである。こういう機会に國民の関心がここに寄せられるということは當然だと思ひます。従つ

て御年齢が御年齢であればこそ、女性との關係も種々うわさされるのは當然だと思ふ。しかしここで私は長官に伺つておきたい希望することは、今の日本の現実というものは、戦前と戦後と、そういうものの歴史と人々との間によつて構成されておる。これはもう戦後派の人が戦前を抹消しようといつても抹消し得ない。戦前の人間、戦後の人間、戦前の歴史、戦後の歴史を通じて、日本の今日というものは現実に作られておる。そこで最近戦中派というふうなものも浮き彫りにされておる。私はこれも見方によつては一顧の値を寄せなければならぬものと思ひますけれど、これは歴史の「こま」である。現実の姿である。そういう点から考えますと、以前の常識からいへば考えられないようなことも、こういうやうな議事堂の中で、貴重な時間を費して論議をされるということも、これが世相であるから、長官も真剣にこれをお聞きになつてよろしいと思ひます。そこで私のお願ひするところは、今のやうに、ラジオ、新聞、鉛筆等によるマス・コミュニケーションというものは、まことにおそれるべき力をもつていろいろな面に重大なる影響を与えておる。この現実にも見のがしてはならぬ。そういう中にわれわれが置かれてゐる。これがいいとあしきと、これが高い目で見てどうであらうと低い目でながめてどうであらうと、これが現実なんだである。そういう場合に宮内庁に要職を持たれる長官に、人格の力と判断力とにおいて、きぜんたる態度を持つてもらわなければならぬと思ふ。私はいささかたりとも、質問によく聞

この千何百ページというものは、杉浦重剛先生の人格——日本人としては戦前、戦後、戦中を通じて、私どもは今の学習院大学の学長の安倍さんなどでも、散見する文書の上から見まして、当然こういう人も杉浦先生には頭を下げて教えを受けてもよい。死んだ杉浦先生に教えを受けてもよいくらい、私は輝やける存在であると考えておる。しかも国学にはたんのうである。漢文には精通しておる。そうして英語にも達し、そういうような広い識見の上に、人格またすぐれた人である。きざんとして今の皇后陛下の問題のごときも、ごう然たる世論の間に、この杉

時に……。

○山本委員長　栗山君に御注意申し上げます。質問の要旨をどうぞ簡単にお願いします。

○栗山委員　複雑怪奇な思想の混亂している渦中にあつて、皇太子殿下も天皇も、今の社会党のシンパでもあるはずもない。保守党のシンパでもあるはずもない。政治家であらず、経済行動の経済人でもない。それは象徴なのである。でありますから、そういう点について国民が天皇一家族の生活を守っているのであるから、私は宮内庁の方々は、その重大なる責任にかんがみて、まさに超然たるべき姿であらねばなら

現在のお互いの偽わらざる心理状況であります。しかるがゆえに、この憲法第一条の国民統合の象徴であられる陛下御一家の上にいまわしきことのないように願うことも、これまた国民的要望であるのです。そこで皇太子の御成人についておきさきをお迎えするという場合にも、その点非常に念を入れて、その妃殿下の冊定をされる必要があるのであって、長官としては、そうした妃殿下をお迎えすることについての事務処理の最高責任者であるはずであります。私は、皇太子妃殿下の冊定に当って、対象となる方は、結果的には、今までのお家柄等が尊重せられ

うのは当然であらうと考えており
ます。

○受田委員 英国においてすらも、英
国の国教でありますアングリカン・
チャーチというものの規定によれば、
ダイボースという立場にある人々は、
英国皇室の御結婚の対象からはずされ
ている。だからこそエドワード八世
も、シンブソン夫人との恋愛を成功さ
せるために、英国王の地位を捨てなけ
ればならなかった。またマーガレット
姫も、タウンゼント大佐との恋愛を捨
てて、英国の王室の一員たることを守
られたわけですが、こういう点におき
まして、日本の皇室としても、そう

てございます。これは単に一般國民の結婚と違つて、皇太子殿下の御結婚、皇族さんの御結婚というものが、それだけ国家として慎重を期していると私どもは考えております。その線に沿ひ得るように、具体的な問題について考えなければならぬというふう存じております。

○愛田委員　皇太子殿下の御意思を尊重されるということは、民主主義の國家においては特に私は重大な問題だと思ひますので、皇太子殿下が適當な女性をお認めなされる機会を、皇太子陛下にお与えするという必要だ。

皇太子殿下を九重の雲深きあたりにの

みとじ込め奉ることなく、広く適当な上品な社交の場においてを願って、皇太子殿下そのものが大衆の中にある皇太子殿下として親しみを持たれるお立場に置かれることが必要ではないかと思ひますが、そうした皇太子殿下の日常の生活について心すべきところはありますせんか。

○宇佐美説明員 今後の皇太子殿下のお進みになることにつきまして、単に今おあげになりましたような意味のみならず、殿下がやはり国民とともにいなさるということ、私は必要であると考えております。そういう趣旨から単に奥深く御殿の中におられるばかりでなく、常に国の進んでいる状況、社会の状況というものを進んでごらんになる、国民と苦楽をともにされるという行き方が必要であろうと考えております。

○受田委員 陛下や皇太子殿下が原子展などにおいて制約を受けていることについては、西久保君からも質問がありました。こういう国民の前に広くみんなに見せられるものは、陛下及び皇太子殿下にもお見せするということ、心がまえが、大衆の中にある陛下、殿下に対してのお立場ではないですか、この点宮内省の責任者として御答弁を願ひたい。

○宇佐美説明員 やはり皇族様方はありのままだにいらっしゃる。学校時代のこと、小説化されたという御質問もございいます。結局そういう学校においてになりましたときもいろいろなことが起つて参ります。そういうようなことを経て切磋琢磨されて、自分の識見を養わなければならないはずであると私は考えます。ですから物事のきれいな

面だけをごらんに入れておったならば、皇太子殿下が完全な御成長をなさるということにはむしろ欠けてくる。ただ將來外にお出ましのときも、いろいろ一定の限度がある、何でもいというわけにはもちろんいかないと思ひますけれども、なるべくそういう国民とともに進まれるという立場をとるべきであるというふうに考えております。

○受田委員 殿下が御結婚されるまでの過程において、殿下が広く平和を願う世界各國との間の親しみのつながりともなれる立場から、戦争の痛手を受けしめた国々に対しての償いの意味からも、かつて現在の天皇が御外遊をされたことにちなんで、御結婚まで世界各國のおもなる国々に対して、今申し上げましたような意味の御旅行をなさるということ、は、殿下御自身の御修養にもなることだし、見聞を広められることにもなるし、外交上の効果もあるということが考えられますが、長官として、殿下が海外の御旅行を御結婚に前後して行うことについての御意見を伺ひたいと思ひます。

○宇佐美説明員 殿下はすでに御承知の通り、イギリスの皇帝の戴冠式の機会に十数カ国をお回りになりました。お帰りになってやつと二年たつた、たないかというところで、今お述べになりましたような機会にというように、これは、目下のところ考えておられますが、將來適當なことがございまして、御外遊ということも起り得る問題であらうと考えます。現在のところ考えておりません。

○受田委員 私はいま一つ、ここで重

大な皇位継承の問題について質問をしたい点があるので。皇室典範の第一條に、皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。という規定があります。ところが男系の男子ということになりますと、ただいまの皇太子様と正仁親王、それから、三笠宮様ということになって、非常に限られた数名の方しか皇位継承権がないわけですね。こういうことになりまして、日本国統合の象徴の御一家に後継者が——たとえば急迫不正の侵害がいつあるかわからぬと政府が言っているくらいです。それから、いづつどういう天変地異があるかわからないということを考えると、ごく数名の後継者だけということになりますと、皇位継承権を有する人に支障があった場合に、皇位を継ぐ人がなくなるおそれがあると思ひます。特にその意味からも、また憲法で男女同権が叫ばれている立場からも、皇位継承権者に女子を加えるということはいかがかと申すのであります。男女平等の原則に立つ世界各國、また歴史的にも祖國日本にも由来女帝がおられたわけですから。明治憲法によって初めて男系の男子だけという制限を受けたのですが、この際女子の皇位継承権を認めるといふことはいかがかと思ひますが、いかがですか。

○宇佐美説明員 皇位継承権の問題はごく数名というお話でございしますが、皇室典範の上では二条あたりで相当広くなり得るというふうに私は記憶いたしております。女帝のお尋ねがございましたけれども、これは憲法改正その他の問題にも及ぶ問題でございまして、私の立場で申し上げるのはどうも不適当じやないかと思ひます。御了承を願ひます。

○受田委員 あなたのお立場で、皇族の女子の方に継承権を持たしめるといふことについては御意見を差し控えるようなお話を了解するのですが、皇室典範改正の政府側の提案責任者はどなたがなされることになりましようか。

○宇佐美説明員 閣議で決定されると思ひます。

○受田委員 その場合、宮内庁長官は皇族會議の構成員でもありますが、宮内庁長官は関与しないお考えでございまいしょうか。

○宇佐美説明員 宮内庁は内閣の外局でございまして、重要な事項は總理大臣の指揮を受ける、かように考えております。

○受田委員 そうしますと、あなたの宮内庁の運営をする上の責任という意味から、皇室典範の改正の過程において意見を述べることができませんか。

○宇佐美説明員 部内において述べることは可能であらうと考えます。

○受田委員 部内の御意見をここで表わすことはむずかしいということであるやうであります。宮内庁長官として個人の見解というものを、ここで個人の見解として表明されたら私は差しつかえないと思ひます。

○宇佐美説明員 三笠宮殿下のお子様方、男の方がたしかお三方おられると思ひます。

○受田委員 その方は今私が申し上げた数名の中に入ります。二皇子と三

笠宮の系統しかない私は指摘したのですが、それ以外にはどなたがあるのですか。

○宇佐美説明員 それだけでござい

○受田委員 そうしましたら、私が今指摘した数名の方だけであつて、二人の王子と、それから三笠宮様とお子様だけである。ほかには皇位継承権を有する人はいないわけでありまして、この点について私が今お尋ねしておるであつて、法律的解釈をしても三、四名しかいらつしやらない。もしその方方にお子さんがないという場合もあるし、また不幸で、途中でなくなられるという御心配もある場合に、後継者をただこの三、四人の方に限定するということ、は、非常に問題だと私は思ひますが、いかがでしよう。

○宇佐美説明員 ただいま御成年の方が御結婚になりまして、だんだんお子様もおふえになるだろうと思ひます。

○受田委員 今の陛下の御兄弟は四人おられるが、お二人しかお子様がおられないのです。三笠宮様と天皇陛下だけ。それをあなたはよく御存じであらうと思ひます。そういうことで、お子様がだんだんとおつしやつても、その調子になかなかない。従つてごく三、四名の方が皇位継承権を有するにすぎない現状において、皇室典範において女子の方を認めぬということ、は、これを憲法の精神からいっても非常に重大だと思ひます。あなた御自身としては、この女性の方が皇位継承権を持たないという点は、憲法に規定する男女の性別を問わないという原則に反するものだとお考えでないでしようか。

○宇佐美説明員 私どもは、現在の国会において定められました法律に従つて措置をいたしております。それ以上の重大な問題につきましては、先ほど仰せになりましたような私個人の御意見を申し上げるのは、むしろ不適当じやないかと考えておるわけでござい

ます。
○愛田委員 それだけでその点は私おきますが、先ほどの長官の御答弁に、皇太子の御結婚の期間がある程度設けられるということでありましたが、こ

ういうことにつきまして今非常に問題にされておる点がある。それは、皇太子の御結婚が間近にあるのだ、その間近にあるがゆえに、公職選挙法の違反をやつた諸君が判決をされても、これは控訴、上告すれば、そのうちに皇太子の御結婚があつて、間もなく大赦、特赦、復権、刑の執行免除等の措置が行われるから、今の間にしつかり

やつておけとか、また今違反をして、陛下の御結婚に際して、そういう恩赦令が出るのだから大丈夫などといつて、今ごろ盛んに判決の発表をされておる諸君が、心の中でそうした恩赦の恩典に浴しようというさもあり心から、陛下の御結婚をひそかに考えている者があるという声を各地で私聞いているのです。この点は、憲法第七

条の天皇の国事事項を直接担当される宮内庁長官として、もちろん恩赦法については法務大臣がやられると思うので、法務省の方をお招きしておりますが、恩赦を食ひものにするような公職選挙法違反者が特に多いということ

を考えると、われわれは恩赦法、恩赦令の中に何かの心すべきことはいないか。二、三日前ごろから、盛んに全国

の選挙違反が新聞に発表されておるが、そういうときに、候補者そのものが違反をしたり、候補者の奥さんが違反をして判決を受けたたり、あるいは選挙事務局長が判決を受けたたり、判決がど

んと出ている。こういうときに公職選挙法違反者を恩赦とつながりを持たせて、さもない心を起すことがないようにならねばならぬと思つたのであります。御見解を伺いたいのであります。

○宇佐美説明員 憲法七条の天皇の国事事項のうち、宮内庁の所管は最後の二条だけでございませう。大公使の授受と儀式を行うことだけでございまして、その他の十号ございませう。うちの八号は、全部内閣の所管でございまして、私から答弁申し上げるのは僭越だと存じます。

○愛田委員 それじゃ一つ法務省の方から……
○齋藤(三)政府委員 お答え申し上げます。法務省では現在恩赦のことについて、ただいまお話の皇太子陛下の御成婚に際しての恩赦ということを作業はいたしております。また今までの先例を見ましても、たとえば、ごく軽微な刑を、多少減ずるといふような先例はございませうが、大赦等によつて、すっかり公訴権を消滅するといふような先例はございませう。恩赦は申し上げるまでもないことではございませうが、行政権によつて司法権の効果を左右するものでございませうので、軽々にはいたすべきものじやない、かように存じております。

○愛田委員 今の局長の御所見であるならば、きわめて妥当な結論が出ると思ひます。われわれは、法を犯した者

に対しては厳格に処断するという立場で、その社会の公序良俗を保とうとしてゐるわけですね。だから恩赦というものは、ほんとうに良心に背かない、やむを得ず犯した罪という場合に、そうした恩典に浴すべきであつて、意図した罪というものは、これは断じて私は許すべきじやないと思つたのであります。従つて法務省としては、将来そういう事態が起つた際には、今の御見解を十分その基礎としてお考え願ひたいと思ひます。それであなたの方は終えませう。

○細田委員 関連して法務省の政府委員に伺ひますが、行政権によつて司法権を左右すべきでないから、慎重に扱ふとおっしゃる。それはその通りでなくちやならぬと思ふ。過去において大正天皇、ただいまの今上天皇のときに、選挙権には及んでいなかったです。先例はどうですか。

○齋藤(三)政府委員 十分資料を持っております。正確なことはあとでお答え申し上げます。存じますが、今まで大赦で、ある罪に限りまして、この罪について起訴中の者は免訴になるし、刑務所へ入つてゐる者はすぐ釈放され、また起訴されない者は公訴権が消滅するといふふうな大赦というものは、きわめてわずかでございませう。ただいまのお話の場合はおそろしくそうではないので、もっと軽い、ある程度

の罪の四分の一を減ずるといふふうなものとか、あるいは復権の期限を短縮するといふような恩赦でなかったかと存じますが、正確なことは追つて調査の上お答え申し上げます。思ひます。

○細田委員 あなたのおっしゃることとはどこまでも抽象的ですが、たとえば

選挙法違反は、お互い選挙をする者がよくひつかかる問題ですが、これはい

やしくも憲法付属の法令の違反で重要な問題です。こういう選挙法違反について、軽減または復権という前例は、私は過去においてあつたと記憶いたしますが、あなたはごく軽微なものといふようなことを言われるが、あなたの言われるごく軽微なものの中には、選挙法の違反はあつたのかどうか。あなたが、調べておられない、こ

うのですが、調べておられない、この程度のことは専門家から御承知のことはすだと思つたので、さらに御答弁願ひたい。

○齋藤(三)政府委員 調査の上正確なことを申し上げたい、かように存じます。現在記憶いたしております。こへ出た機会に皇室に関する問題を審議願ひない、なかなか皇室に関する問題を質問応答する機会がない。そこでこの法律に関連のあるいろいろな問題に就いて皇室典範及び皇室経済法との関連を尋ねたのでありますが、戦後皇

室の財産で固有財産に転換されたものが相当あるわけですね。その転換されたものの処理は、今度は大蔵省の所管になるかと思つておりますが、その固有財産にかえられた皇室財産の中で、再び皇室財産に転換しようとするものはないでしようか。

○宇佐美説明員 御承知の通りに、新憲法施行と同時に、すべて皇室の財産は固有となつたことになりまして、現在すべて固有財産となり、原則として大蔵省が所管するわけであります。が、そのうち皇室用財産として使ひま

るわけでございませう。所有権が皇室にありますものは、不動産には何らございませう。もちろん返つたものもございませう。

○愛田委員 一般の民間人が皇室に献上品といふものをします。あなたが今度陛下のお供をされて中国へ旅行された際にも、現地でいろいろな献上品をお受けになられたと思ひますが、この献上品は皇室の財産としての性格のものか、あるいは単なる陛下御自身の私的な財産となるものか、及び献上品には制限があるのかないのか、あわせ

お答え願ひたいと思ひます。
○宇佐美説明員 憲法に、天皇が賜与される場合あるいは皇室に献上する場合、これは国会の議決に基かなければならないという条章がございませう。しかし現実にはいろいろなこまかいものまで一々国会の議決を経ることは実際上必ずしもないので、皇室経済法におきまして一定の限度を設けてよろしいといふことになっております。その金額は、陛下がお出しになる方が三百七十

万円、ただだかれる方が百二十万円という限度でございませう。従つてわれわれといたしましては、一年間にそれだけの限度を守つて、お出しになる方もあらわれる方も一応評価いたして計算してやつておる次第でございませう。山口県においてになりましたときに何を献上を受けたかといふようなことが、いろいろ新聞に出ておりますが、宮内庁といたしましては、食べものがほんのわずかばかり、一つか二つあつたかと思ひますが、それ以外はまだお受けいたしてございませう。

○片島委員 関連して、その百二十万円という限度は天皇だけでございませう。

か、皇太子も含めてでございますか。
というのは、私昨年トヨタ自動車を見学いたしました際に、皇太子殿下がお見えになって、トヨベットの自動車を献上する、こういうことがあった。これは百二十万円という限度があるのでお受けしたいという話であつたけれども、あとでまたいたしたい、こういうことを言つておりました。そういったことを、やはり百万円ぐらいを自動車一台でお受けになった、こういうことになるのでございますが、その百二十万円というのは天皇も皇后も皇太子も含めての話であるか、またその私が申し上げた実例のいきさつはどうでございましたか。

○宇佐美説明員 それは皇室経済法に天皇、皇后及び内廷にある皇族ということで、皇太子殿下、義宮、清宮、全部で御五方の一年間の制限額でございます。それでトヨタの問題は私伺つておりますが、これはトヨタの全職員が貯金をいたしまして献上したいという話でございます。しかしその制限がございまして、お断わりいたしました。ただ実際問題として、役所の用といたしましては正当の手続で買つております。買つておりますけれども、献上を受けたことはございせん。

○受田委員 皇室経済法に規定されておるこの内廷費とそれから皇族費というものをちよつとお尋ねしたいのですが、皇族の身分を確保し、その品位を保つために、国が支出しておるこれらの費用というものは公正に使われなければならぬのですけれども、一たび皇族の身分を離れた人、元宮であつた人、こういう人々が社会的に非常に悲

慘な生活をして、皇族であつたことの權威を失墜するような心配のある方々はないでしょうか、そういう者に対して宮内庁としてその品位を保持するために、何か適切な措置をするというふうなことが考えられておるのでしょうか。

○宇佐美説明員 皇室典範におきまして皇族に対して品位保持に必要な経費というところで一定額がございまして、これは予算に計上いたしまして議決をいたしておるわけであります。その他の旧皇族、これは法制的に申しますと一国民ということでございまして、宮内庁が取り扱うべきことでは実際はないわけでありまして。しかしお尋ねの通りに、相当経済的に困りの方もあられるのじやないかと推察をいたします。しかしこれは国費をもつて、あるいは内廷費も御案内の通りの一定額でありまして、実際問題として解決すべき道がないのでございます。

○受田委員 その解決の道がないことを御内帑金などによつて幾分心しておられるのかどうか、事務責任者としてそういうところについて陛下の御意思を伺つておられることはないのですか。

○宇佐美説明員 もし内廷費に余裕がありといたしましても、ただいま申し上げました百二十万円の制限もございと思ひます。

○受田委員 私は元皇族であつた方々は、民間人にはなつておられるが、元皇族であつたという品位を保つことがやはり現に皇族である人に準じて必要だと思ひます。それが社会的にはなはだ氣の毒な立場に置かれておるのに

對して——社会では生活保護費と云うようなものの対象になる人々もあつて、非常に氣の毒な人々に対してそういう道を考へておるわけですから、皇族であつた皆さんでその生活にも困窮するというのが今少數であるように聞いているというお話でありました。そういう方々に対して、宮内庁として元皇族であつた人々に対する道徳的な立場からの責任ある何らかの措置をされてはどうか、道徳的な意味からの宮内庁の心づかいというふうなものをお願いいたします。

○宇佐美説明員 ただいまは旧皇族の皆様の法制的な立場を申し上げたわけでございます。しかし皇室と御姻戚の方もおられます。また従来のいろいろな御関係もございまして、何かいろいろお話のございしますときは、できるだけのお手伝いはするつもりでございますが、財政的にいうことになりまして、経費の問題は簡単ではございませんと云うことを申し上げておきます。

○受田委員 もう一つ、皇族、皇室に於いての宗教というものは、これは自由であると思ひますが、宗教的な制約を受けて婚姻などに支障が起るといふ心配はもちろんないことを確認されますか。

○宇佐美説明員 皇室は古来いづゆる賢所というものを代々奉祀されております。従つて皇室のおほしめしはこれを永世に伝えるということにあるかと思ひます。しかし具体的な個人の宗教につきましてはわれわれは特殊な考えは何も持っておりません。しかし代々お引き継ぎのことはなされるであらうと確信をいたしております。

○受田委員 東久通宮であつた東久通氏が東久通宮という宗教を始められ、また最近皇室におかれども、高松宮様が奈良の天理教本部にしばしばおいでになる。こういうことで、皇室におかれても皇族におかれても宗教的にはきつめて自由になられたと私は觀察するのであります。そういう意味においては、皇室、つまり天皇の御一家というものは、今までの特別の神道であらうがほかのものであらうが全部自由で、皇太子の妃殿下におかれども、またそのほかの皇室と御婚姻なさる方々も、宗教はこれを問わないという原則は確立しております。

○宇佐美説明員 ごく私的な個人のお考え、これはいろいろ御好意がございと思ひますけれども、公けの立場においてありやうがないかと考えております。

○山本委員長 西村君。
○西村(力)委員 宮内庁長官にお尋ねいたします。今地方から勤勞奉仕で来るわけですが、あれは今仰せられた百二十万円のワケ内には勘定されな

いかどうか。上京費用や労働などは同じように考へなければならぬものではないだろうか、こういう工合にも思ふのですが、あれは全然別個に考へておられるのですか。

○宇佐美説明員 勤勞奉仕は御希望の申し出によつて受け付けております。おそれる努力を奉仕するので、努力を換算してというふうなお気持ちかと存じますけれども、仕事は要するに固有財産の清掃、整備というふうなことでございまして、われわれといたしましては、いわゆる献上の金額の制限というものは関連して考へておりま

せん。
○西村(力)委員 それから、私地方の人と一緒に宮内庁を見せたいといった場合の感じでありまして、職員に教育に対して少し考へてもらわなければならぬではないかと思つたのです。それは、よく全国の仏閣あるいは神社、そういうところに行きますと、その案内人がまことにありがたく御利益を説き、言辭たくみに説明するのでござい

ますが、職員に純朴な国民の扱い方及びそれに対する説明の態度が、職業人である神社、仏閣の案内人と同じような態度に印象づけられたのです。国民はすなおに皇室に対してある愛敬の念を持ち、あの中であつてもよかに拝観させてもらふという気持ちでおるのですけれども、職員の扱ひ態度は、昔のやうな工合に、皇室のありがたきことをさらに背中に背負つておられる勤務しているのだというふうに見えるので、もっとすなおな立場で接し合ふことができるにしたいと思ひます。それが天皇のほんとうの心ではないかと思ひます。中に入つてくる職員に、御幣のやうにだんだんかき上げていくやうな気持ちがあるやうな印象を受けたのです。こういう点に対して宮内庁長官として今まで何かお考へになられたかどうか、職員の指導に対して考慮せられたことがあるかどうかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宇佐美説明員 ただいま皇居の參觀に見え方は一日午前、午後にはわたつて約二千人でございます。この案内をいたします者はその方の専門家でございまして、ほかの仕事を持っておりません。時間がさいいていたしていただきでございます。しかし、毎日々々い

たしておりますとだんだん上手になりまして、必要以上のことを説明するところの場合なきにしもあらず、ためにその点は、ただいま仰せのようなお説明を導くというところでいろいろ工夫をして指導いたしておるわけでございます。毎日々々のごときでございまして、あるいはそのときに何かあったのかも存じませんが、全く御同感でございます。それ、われわれも注意をいたして参りたいと存じます。

○西村(力)委員 そのようにお願いしたいと思ふのです。

次に皇宮警察の問題であります。警察法で皇宮警察は警視庁の所管ではなくて国家公安委員会の所轄になっていようですが、私はこの点に対して反対の考えを持っています。宮内庁長官としては所轄の仕方によって不便や何かを感ぜられた事案がないかどうか。私の考え方としますと、やはり一国民という立場でおられ、しかも東京都内にいらっしゃる天皇御一家でございますので、警視庁がその警護に当るのが当然の筋であると思ふ。わざわざ国家全体の警察がこれを掌握しなければならぬという事はない。東京都民として、東京を首都としての警視庁にかけて、天皇御一家をお守りする、これが都民、都知事あるいは警視庁の誇りという工合になってくる。これがほんとうのあり方であると思ふのです。わざわざ国家警察と言ひませんけれども、そういうものに所轄させるといふことは、せっかく天皇が今のような国民の立場になられた、そういうことからいって不合理ではないか、こう思ふのです。その意見に対してあなたの意見を求めるわけではないのです。

が、宮内庁としてそのために連絡上さまたま不便を感じるというふうなことがないかどうかというところをお聞きしたいわけなんです。何年前ですか二重橋事件が発生した場合に、私たちは警視庁との連絡が、皇宮警察が国家警察に直結してあるからこういう事故の発生原因の一つにもなったのではないかと、こういう考え方を持っております。そういう点から言ひまして、皇宮警察が国家警察に直結していることによって非常な不便やなんかを感じる、こういう実情についてお話し願ひたい。

○宇佐美説明員 皇宮警察のことにつきまして宮内庁の立場からということでございますが、現在は警視庁も国家警察の指揮下に入っております。皇宮警察も入っておりますのでございまして、宮内庁の立場から申しまして、それがいすれでなければならぬ、非常に困るといふようなことは何もございせん。

○西村(力)委員 それはちろん警察法が一本になったけれども、東京とか大阪とか、そういうところはまだ形がちよつと違つてゐるはずなんです。あなたは一本だからかまわぬというやうなことを仰せられるけれども、やはり国家公安委員会の所掌事務の中には皇宮警察に関するところ、こういうことがあるはずなんです。いろいろ警備の場合なんかについては国家公安委員会を通して警視庁にいろいろお願いするといふ迂回路を通るのではないかと、その点は現在はどういうことになっておるか。今度また四月二十九日天皇誕生日が来るわけですが、そういう場合にはやはり神経を使われて警備態勢をしかねければならない、そういうときには

どういふふうにするか、全然そこ不便というものを感ぜないかどうかお尋ねしたい。

○宇佐美説明員 皇宮警察は宮城、皇居の中の警備その外は警視庁がいたしておるわけでございまして、宮内庁といひましては、常にその両警察が連絡をとっておりまして、今のところ何も不便を感じないという意味でございまして、何か大きな行事になります際は、両警察ばかりでなく、宮内庁自身も参加いたしまして、慎重に連絡協議をいたして、連絡をいたしておるわけでございまして、私どもの立場から現在こうでなければ困るといふようなことは起つておらないと思ひております。

○山本委員長 受田君。

○受田委員 この宮内庁法に規定されておられます侍従職、東宮職、式部職、この三つの職について関連的に一貫してお尋ねしたいと思ふのです。この三つの職はそれぞれ責任者が侍従長であるか、東宮大夫か式部官長かでありまされども、この三つは職務遂行の上において関連した取り扱ひがされてい

る部分がありますか。つながりを持つて、相互の連絡はなしにやっておるのか、あるいは連絡して取り扱つておる部分があるか、つまり事務的に横の連絡、たとえば東宮職と侍従職との間に相互に連絡をとっている事項はないかという事です。

○宇佐美説明員 東宮職と侍従職これはいろいろ儀式あるいは皇宮で御会合等ございしますときに、どうしても打ち合せ連絡をしなければならぬことがございします。侍従職の方は主として外国人の扱ひあるいは儀式を扱う、従つてそういう場合に侍従職、東宮職それぞれみんな関係を持つて仕事をいたしておるわけでございします。

○受田委員 陛下の教育というか、陛下に進講、つまり講義を進められる場合とか、あるいは皇太子にいろいろと補導をされるという職務はどういうことになるのでしょうか。

○宇佐美説明員 両陛下がお聞きになりますことにつきまして、実際問題は主として侍従職がいろいろおぼしめしを伺ひ、自分でも考え、あるいはわれわれも参加することもございします。皇太子殿下の方の御教育は、東宮職におります者が中心でこれをととのえて、連絡をしつつ進めるわけでございします。

○受田委員 東宮並びに皇子たちのお仕事、皇太子はもろに陛下の跡を継ぐでしようけれども、ほかの皇子様たちのお仕事という問題は自由である。たとえばいづれの方面に進んでもいいということになっておると思ふのですが、昔であれば皇族は武官にしか進められなかった。文官に進もうとしても絶対に門を閉ざされてだめだったわけですが、こういう点、皇子の職業という点についての宮内庁のお考えはどういふふうになっておりますしうか。

○宇佐美説明員 これも法制的にはどの職業におつきになつてもいいことになつておると思ひますけれども、しかし皇族のお立場は、全国民のために、一つのグループあるといふことはわれわれにといたしましてどうかと考えております。ただいろいろな団体の名誉職といふような職業にあらざることで、それを奨励される、力を尽されるということとはけつこうだと思ひますが、これによつて職を得るという意味におきましては、なるべくそれはなさらないのが適當ではないか、ただ三等宮殿下が大学の講師という肩書きを持つておられます。これは教授というやうなふうで、学校のいろいろな運営に責任を持たないで、講師としてただ自分の勉強されたところを役立たされておるといふふうで考へて、今まで講師となつておられるわけでありまして、今申し上げました通りに、特別な職業につかれ

るという事は、むしろない方がいいのではないかという考へております。

○愛田委員 昔といつても、旧憲法時代には貴族院議員の身分たる皇族がいられたわけですね。この皇族は成年に達せられたならば終身貴族院議員たる身分を持続されたわけですが、この皇族が国会議員に立候補する、あるいは政治に関与するというようなことは妥当でないと考えてしょうか、自由であるとお考えでしょうか。

○宇佐美説明員 妥当でないというふうに私も考えております。

○愛田委員 三笠宮は非常に自由を尊重せられる方で、近く出版も志しておられるようですが、その出版の内容なども、皇族の特権というものを抜きにした、きわめて自由な気持で自分の意思を表明したいというようなお気持があるようです。その三笠宮御自身も、皇族の身分を離れて民間人としてやりたいという気持の時代もあったというふうな意味のことも、新聞に伝えられていたようにありますが、皇族の身分にある人が政治に関与することが適当でないということになりますと、これは皇族そのものは、憲法に保障されたいろいろな国民的な自由権というものが制約を受ける要請をされる方々とお考えでしょうか。

○宇佐美説明員 皇族たる御身分というのは、皇位継承権をお持ちになるという意味でございます。先ほどお尋ねのあった通りでございます。そういう方はやはりこれは国民全体に対するいづれも責任をお持ちになるということであって、特定の政党あるいは特定の主義、主張というもので政治的な運動、活動をされるということは、私どもはお避けになるべきじゃないかと思うのであります。法律的にはただいま選挙

法の規定で被選挙権をお持ちになれないようなふうになっていると私記憶いたしております。でございますから、今すぐ問題になろうとは考えておりませんが、やはりそういった基本的な憲法上の権利をお持ちでありまして、実際のそのお立場から制限というものが自然に起る。そこがやはり皇族としてのお身分からやむを得ない点であらうと私は考えておるわけでありまして、

○愛田委員 旧憲法時代の貴族院議員たる皇族のお立場は——これは過去のことでありますが、一つの先例としてどう解釈するか問題になるのですが、長官はいかなる解釈をされましようか。その皇族たる身分の人の貴族院議員であつたことですね。

○宇佐美説明員 不勉強でございます。当時の立法趣旨をたゞいま明らかに存じませんですけれども、実際の問題としてはおそらく議場にお出になつたことはなかつたのじゃないかと私は考えております。結局やはりそういうふうなお立場から実際には行使されないということではなかつたのじゃないかと思ひます。

○愛田委員 では委員長からの御要請もありますし、質問を早く打ち切つて参ります。今度京都の事務所を付属機関として置かれるわけですが、この京都また正倉院、こういう歴史的に皇室の伝統を誇るものに對しては、これは一方において皇室の機関であるとともに、国民的に考えても特殊の文化を後世へ継承する大事な資料でもあると思うのです。従つて文化財保護委員会という文部省内における重要な文化財を保護する立場の取扱ひと関連をしまして、この宮内庁法の改正案には心され

た点がありましようか、いかがでしようか。

○宇佐美説明員 今回の法律案の中にはそういう問題は何か考えてございませぬ。

○愛田委員 そういう宮内庁が考えておられるような皇室の伝統ある建物あるいは重要美術品というものが、即日本文化の伝統を飾るものであるというところに事実上なつておるのです。従つてこれが宮内庁の附屬機関で、たゞその建物の管理をするとかいうような、ここに書いてある事務分掌的に取扱ひをされることは、一方においてはなほだ簡単に仕事を片づけるのには都合がいいでしようが、そうした重要文化財の保存維持という立場から考えたならば、これはなほだ複雑な取扱ひ方だと思ふのですが、この七条、八条に、そうした重要文化財保護の立場からの機関を、どこかにつながらりを持たせるように置いておく必要はないか。たとえば文部省内にある今申し上げた委員会の事務の一部を、この内部において分掌するとか、あるいは文部省の重要文化財の対象となるものについて、宮内庁の事務の中においてこれに協力するといふような意味の取扱ひをする必要はないかと思ふのです。単に事務的処理をする機関だけ、そうした他の方面に全然つながらりを持たないといふことになりまして、たとえばこれはいろいろ文化財取扱ひの法律には規定がありますけれども、京都あるいは奈良のこの重要美術品の中にそのうが起つて、どうしようその他が持ち出すとかいう場合に、あるいは皇室の昔の珍しい、非常に貴重な物品が、外国人の方にやみに売りさば

られるといふようなおそれもあると思ふのです。これは日本の重要な文化財を徹底的に保存維持するといふ立場からの取締りの対象にもなるものだと思います。それと、そういうところをわざわざ御研究をいただかなかつたかどうかお尋ねしたいのです。

○宇佐美説明員 法文の書き方はさうでございますが、京都御所あるいは正倉院、特に正倉院のごときはかけがえのない国家の財産であると思ひます。これは日夜事故があつては相ならぬと心に配をいたしておるわけでありまして、正倉院の事務所、あるいは京都御所の京都事務所というものが置かれておりますのも、その目的の以外に何も仕事はほとんどないわけですね。京都御所あるいは桂離宮その他の貴重なものを管理するのは京都事務所の中心でございます。その起りはむしろそういうこと以外に他の仕事というのはほとんどない。正倉院事務所も、あれを安全に守るというのが第一でございます。それに付随いたしまして、まだ未研究の調査をいたしますとか、あるいは特別な場合に一般に鑑賞させ、學術文化の進歩のために寄与する、あるいはスライドを作るといふような仕事自体が正倉院事務所でありまして、それ以外に仕事はないわけでございます。従来はこれは宮内庁の内部だけで置いた事務所でございます。ただで置いた事務所でございます。今この法律ではつきりと根拠を与え、責任をはつきりとし、事務を整備するといふ趣旨でございます。正倉院につきましては特に宮内庁に正倉院協議会という専門家を委嘱いたし、また文化財保護委員会とは常に連絡をとり、ことに奈良博物館、文化財研

究所といふものと常に連絡をとつて、意見も聞いて仕事を進めておるわけでありまして、かけがえのない世界的な財産として、われわれとしてはできるだけのことをいたすつもりであります。そういう意味で今回法律的にはつきりしていきたい、かような意味で置いたのでございます。

○愛田委員 第二条にちよつと戻ります。すけれども、もう一つ皇宮警察の關係をお尋ねして質問を終わりたいと思うのですが、たとえば外国の元首その他の礼をもつて遇しなればならない、憲法第七条の規定にも関係して、思うのですけれども、そういう儀式的な用にするための儀仗の隊といふものが、これは各国とも何かの形で形式的な部隊といふものが存在すると思つております。日本の場合にはそれが警察隊によつて臨時にやられておると解釈しますが、さうでしようか。

○宇佐美説明員 皇宮警察の内部規定におきまして儀仗もなし得るといふふうになつた規定がしてある。外国の大、公使が初めて信任いたしますときに、馬車を出します場合には、やはりその警備と儀仗という意味を含めておるわけでございます。それは警察庁の内部規定でやり得るようになっておると考えております。それから特殊な國賓が参りましたときにも、過去においてこちらと協議してそれをしてもらつたこともございます。将来におきまして、皇宮警察といふものが皇居の中の人及び設備の保護以外に、やはりそういった面の仕事があるのではないかと、従つてあそこにも参観に見え人のいろいろな空気がいって、あそここの

皇宮警察官の服装、装備というようなものをもっと研究されていいんじゃないかというふうに考えております。

○受田委員 近衛儀仗隊というようなものが、これは軍国主義の再現という心配も一部あるわけですが、近衛儀仗、つまり陛下の身辺を保護するという意味でなくして、単なる今のような儀仗の部隊としての儀仗兵というものを、自衛隊からとるということが考えられるのではないですか。

○宇佐美説明員 私としては何ら考えておりません。

○受田委員 考えておらないということでも私も安心したわけですが、警察力が皇居内に及ぶことについては何ら異存はないわけですが、第二条のこの規定が連絡を密にするために設けられた規定であり、所要の措置を警察庁長官に求めるということをしないでも、その程度なら今まで何かできていたということであるならば、わざわざこの規定を設けなくても用が足りるんじゃないか。非常に不便を感じた過去の実際上事務上の不都合な点があったんでございましょうか。

○宇佐美説明員 非常に大きな問題は過去においてございせんでした。しかし実際の儀式を行いますときに宮内庁の式部の儀式の面から見た場合、それに対して警備の人が入ってきますときの調整とか、現実の場合にいろいろ相談すべきことがこまかい点でたくさんございまして、こういうような問題につきまして、従来とても協力をいたしておったわけですが、しかし法律の面におきましてはつきりとしたしまして、より緊密ならしめたいというわけでございます。

○受田委員 そうしますと、法律に別に規定しないでも、単なる行政措置でもできないことはない問題なんですね。

○宇佐美説明員 特にこれをしよつちゅう援用いたしまして、措置を求めるという形においてやろうということとは今では考えておりません。しかし何かのそういった協力体制にあるということとは——やはり同一の区域で仕事をいたしていることとございまして、そういう場合のことを考えてこういうようなものを法的にもはつきり設けておくことは、お互いの気持の上からいいますと必要ではないかということ、警察当局ともよく話し合つてわれわれはこの提案をいたしたわけでございます。

○受田委員 そうしますと、この規定は内輪に法律の条文に準じた規則か何かを作られますか。

○宇佐美説明員 今のところは別に考えておりません。

○受田委員 そうしますと、単なる連絡的な措置をとるための大まかな規定にすぎないわけですね。

○宇佐美説明員 そうです。

○山本委員長 これにて質疑は終了いたしました。

ただいま宮澤君より本案に対し修正案が提出せられております。この際提出者よりその趣旨の説明を求めます。宮澤君。

宮内庁法の一部を改正する法律案に対する修正案

宮内庁法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第七条の改正規定を削り、第八条

及び第九条の改正規定をそれぞれ第七条及び第八条とし、第九条として次の一条を加える。

第九条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

2 京都事務所は、長官の定めるところにより、宮内庁の所掌事務の一部を分掌する。

3 京都事務所は、京都市に置く。

第十条の改正規定中「京都事務所、正倉院事務所及び下総御料牧場」を「正倉院事務所、下総御料牧場及び京都事務所」に改める。

○宮澤委員 宮内庁法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正したいと思ひます。この修正案は、自由民主党、社会党一致の案として修正の動議を提出いたします。

修正の要点は、

第七条の改正規定を削り、第八条及び第九条の改正規定をそれぞれ第七条及び第八条とし、第九条として次の一条を加える。

第九条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

2 京都事務所は、長官の定めるところにより、宮内庁の所掌事務の一部を分掌する。

3 京都事務所は、京都市に置く。

○山本委員長 これより本案並びに修正案を一括して討論に入ります。別に通告ありませんで、これを省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なければさよう決します。

これより採決いたします。まず宮澤君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○山本委員長 起立総員。よって修正案は可決いたしました。

次にただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○山本委員長 起立総員。よって修正部分を除く原案は可決いたしました。よって本案は修正議決いたしました。なお本案に関する委員会報告書の作成については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議がなければさよう決します。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

〔参照〕

宮内庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年四月二十日印刷

昭和三十一年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局